

令和 2 年第 2 回（6 月）定例会

西伊豆町議会会議録

令和 2 年 6 月 2 日 開会

令和 2 年 6 月 3 日 閉会

西 伊 豆 町 議 会

令和2年第2回（6月）西伊豆町定例会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2

第 1 号 （6月2日）

○議事日程	3
○本日の会議に付した事件	3
○出席議員	3
○欠席議員	3
○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	3
○職務のため出席した者	4
○開会宣告	5
○開議宣告	5
○議会運営委員長報告	5
○議事日程説明	5
○会議録署名議員の指名	6
○会期の決定	6
○諸般の報告	6
○行政報告	7
○一般質問	10
高 橋 敬 治 君	11
西 島 繁 樹 君	30
山 田 厚 司 君	37
堤 豊 君	50
○散会宣告	64

第 2 号 （6月3日）

○議事日程	65
○本日の会議に付した事件	66
○出席議員	66

○欠席議員	66
○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	66
○職務のため出席した者	66
○開議宣告	67
○議事日程説明	67
○一般質問	67
堤 和 夫 君	67
増 山 勇 君	86
芹 澤 孝 君	98
○報告第1号の上程、報告	112
○承認第4号の上程、説明、質疑、討論、採決	113
○議案第27号の上程、説明、質疑、討論、採決	119
○議案第28号の上程、説明、質疑、討論、採決	123
○議案第29号の上程、説明、質疑、討論、採決	126
○議案第30号の上程、説明、質疑、討論、採決	128
○議案第31号の上程、説明、質疑、討論、採決	133
○議案第32号の上程、説明、質疑、討論、採決	134
○議案第33号の上程、説明、質疑、討論、採決	154
○議案第34号の上程、説明、質疑、討論、採決	157
○諮問第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	160
○同意第14号の上程、説明、質疑、討論、採決	162
○同意第15号の上程、説明、質疑、討論、採決	163
○同意第16号の上程、説明、質疑、討論、採決	164
○同意第17号の上程、説明、質疑、討論、採決	166
○議案第35号の上程、説明、質疑、討論、採決	167
○常任委員会の閉会中の継続調査について	171
○議会運営委員会の閉会中の継続調査について	171
○閉会宣告	172
○署名議員	173

西伊豆町告示第66号

令和2年第2回西伊豆町議会定例会を次のとおり招集する。

令和2年5月25日

西伊豆町長 星 野 淨 晋

記

1 期 日 令和2年6月2日

2 場 所 西伊豆町役場 議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（１０名）

１ 番	堤	豊 君	３ 番	山 本 智 之 君
４ 番	芹 澤	孝 君	５ 番	高 橋 敬 治 君
６ 番	加 藤	勇 君	７ 番	山 田 厚 司 君
８ 番	西 島 繁 樹 君		９ 番	堤 和 夫 君
１０ 番	山 本	榮 君	１１ 番	増 山 勇 君

不応招議員（なし）

令和 2 年第 2 回（6 月）定例町議会

（第 1 日 6 月 2 日）

令和2年第2回（6月）西伊豆町議会定例会

議 事 日 程（第1号）

令和元年6月2日（火）午前9時30分開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 行政報告

日程第 5 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（10名）

1 番	堤	豊 君	3 番	山 本 智 之 君
4 番	芹 澤	孝 君	5 番	高 橋 敬 治 君
6 番	加 藤	勇 君	7 番	山 田 厚 司 君
8 番	西 島 繁 樹 君		9 番	堤 和 夫 君
10 番	山 本 榮 君		11 番	増 山 勇 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	星 野 淨 晋 君	副 町 長	椿 隆 史 君
教 育 長	鈴 木 秀 輝 君	総 務 課 長	高 木 光 一 君
まちづくり課長	長 島 司 君	窓口税務課長	渡 邊 貴 浩 君
健康福祉課長	白 石 洋 巳 君	産業建設課長	松 本 正 人 君

防 災 課 長 佐 野 浩 正 君

環 境 課 長 鈴 木 昇 生 君

会 計 課 長 森 健 君

企 業 課 長 村 松 圭 吾 君

教 育 委 員 会 長
教 務 局 長 真 野 隆 弘 君

職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長 大 谷 きよみ

書 記 山 本 征 司

開会 午前 9時30分

◎開会宣告

○議長（山本智之君） 皆さん、おはようございます。

会議を開会する前に申し上げます。本定例会の議席につきましては、前回の臨時会と同様新型コロナウイルス感染予防対策のため、変更させていただきましたのでご報告いたします。

ただいま出席している議員は、10名であります。

定足数に達しておりますので、これより令和2年第2回西伊豆町議会定例会を開会します。

◎開議宣告

○議長（山本智之君） ただちに本日の会議を開きます。

議会運営委員長、加藤勇君。

◎議会運営委員長報告

○6番（加藤 勇君） 議会運営委員会からご報告致します。本日からの6月定例議会は、新型コロナウイルス感染予防対策のため、議会の傍聴を遠慮していただく事としました。以上報告します。

○議長（山本智之君） 申し上げます。

本会期中、暑いようでしたら上着を外して結構です。

質問、答弁は的確に分かりやすく、要領よく行ってください。また、発言される方は、マイクを近づけて発言されるようお願いするとともに、固有名詞などには十分注意して発言してください。

◎議事日程説明

○議長（山本智之君） 本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（山本智之君） 日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、

１番 堤 豊君、

４番 芹澤 孝君、

補欠 ５番 高橋 敬治君を指名します。

◎会期の決定

○議長（山本智之君） 日程第２、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から６月３日までの２日間としたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（山本智之君） 異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から６月３日までの２日間と決定しました。

◎諸般の報告

○議長（山本智之君） 日程第３、諸般の報告を行います。

議長の出張及び会議の出務については、お手元に文書をもって配布いたしました。

次に、本定例会に地方自治法第121条の規定によって出席を求めました者の名簿は、お手元に配布のとおりであります。

新型コロナウイルス感染拡大対策のため、説明員の出席については、名簿記載の全員ではなく、必要に応じて出席させるという申し入れがありました。

以上で、報告を終わります。

◎行政報告

○議長（山本智之君） 日程第４、行政報告を行います。

町長より報告事項がありますので、これを許します。

町長。

〔町長 星野淨晋君登壇〕

○町長（星野淨晋君） それでは、行政報告を行わさせていただきます。

まず１ページをおめくりください。１ページから５ページにつきましては、私と副町長の執務等になっておりますの、ご覧いただければと思います。

５ページ以降につきましては、大まかなものについて読み上げさせていただきますが、細かなものにつきましては、書面にてご覧いただければと思います。

まず６ページの総務課、行財政係、特別定額給付金の支給についてでございますが、４月２７日現在の全住民に対し、一律１０万円の支給を行う特別定額給付金について。５月１日からオンライン申請の受付を開始し、５月８日から郵送物の配送を順次行っております。５月１５日までに２２０世帯、５、４９０万円の振込を完了いたしました。最新の情報でございますけれども、６月１日現在での状況は３、７４７世帯中３、６２１世帯、７、６２３人中７、４５５人の方々の申請を受け付け、率にして９７．８パーセントに対応しております。残りの１６８名の方々の未申請の方につきましては、順次電話での確認作業などを現在行っているところでございます。

次に７ページをおめくりください。窓口税務課、課税係、固定資産税の課税状況について。軽自動車税の課税状況について。また、納税徴収係の収入状況につきましては、それぞれ右記のとおりでございます。

次に窓口年金係、個人番号カード交付状況についてでございますが、４月末現在の交付状況は、次のとおりでございます。交付率は県内１位、基準人口は７、９５４人、交付枚数は２、０３５枚で、交付率は２５．５８パーセントとなっております。今後国の方針などにより、マイナンバーカードのあるなしで住民の利便性が変わることも予想されているため、今後の普及に努めていきたいと思っております。

次をおめくりください。まちづくり課、企画調整係、地域おこし協力隊についてでございます。地域おこし協力隊は任期満了により３月３１日と４月３０日にそれぞれ１名、また体調不調により１名、合わせて３人が退任をしております。また任期満了の２名のうち一人はすでに起業をしており、今後も町内に定住をいたします。また、３月１日に１名、４月１日に１名、合わせて２名を新たに委嘱し、町内の地域おこし協力隊員は合わせて５名となりました。

ただ、3月1日に委嘱いたしました隊員につきましては、一身上の都合ですでに退任をしております。

次に商工系の新型コロナウイルス感染拡大防止対策事業に係る営業自粛要請についてでございますが、新型コロナウイルス感染拡大防止対策として、4月11日から5月6日の期間において、町内観光業者を中心に営業の自粛要請を行い、応じていただいた事業所に給付金を支給いたしました。また、5月7日から5月17日まで自粛要請期間を延長し、引続き協力いただいた事業所に追加で給付金を支給しております。

次に中小企業者の資金調達支援についてでございますが、静岡県が行う経済変動対策貸付を借り受けた中小企業者等に対し、町が併せて利子補給を行い、実質無利子での借入れができるように補助金を創設しました。

次に商工会への補助についてでございます。4月30日、商工会が実施いたします緊急経済対策事業に対する補助金を交付しております。

次に景気循環事業については、低迷した町内の経済を循環させるため、電子地域通貨の「サンセットコイン」により、町民1人あたり1万円を交付しております。

次に「はんばた市場」のオープンについては、5月22日、新型コロナウイルス感染拡大防止のため先送りをしていた「はんばた市場」をオープンいたしました。密を避けるために、告知なども控えましたが、まずまずのスタートがきれているのではないかと考えております。

次のページをお願いします。

防災課、防災安全対策係、新型コロナウイルス感染症対策本部についてでございます。4月7日、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第1項の規定に基づき、新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態が発生した旨の宣言がされたことを受け、防災課執務室内に設置をいたしました。感染予防対策として、不要不急の外出自粛、手洗い、咳エチケットの周知をしております。

次に健康福祉課、健康福祉係、各種事業の延期等についてでございますが、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として4月、5月に予定をしておりました幼児健診、特定健康診査、胃肺大腸がん検診、各種運動教室、介護予防教室等を延期しております。

次に健康係の子宮頸がん及び乳がんの検診については、案内通知を4月1日に対象者に送付をいたしました。日程は限られておりますが、今年度から聖隷沼津健康診断センター検診車及び伊豆赤十字病院でも健診ができるようになりました。

次に介護保険係の介護認定審査会については、2月27日から4月23日までに5回開催し、

117人の方が申請を行い、116名の方が介護認定をされております。

次に医療保険系の国民健康保険運営協議会については、4月17日付通知にて、書面による協議会を開催し、国民健康保険税の課税限度額の引き上げ、低所得者に対する保険税軽減基準の拡充及び新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当の支給について諮問をいたしました。提出された意見書の結果に伴い、5月12日に諮問のとおり妥当との答申書が提出されております。

次に福祉系の重度障害者の方への交通券等の交付については、4月21日と22日の2日間、役場及び支所・各出張所において、交通券等の交付を行っております。また、これ以降につきましては、福祉係で交付を行っています。

次のページをお願いします。

環境課の環境衛生係、狂犬病予防注射巡回の実績及び犬登録数について。狂犬病の予防注射を4月23日から24日までの2日間、町内の16箇所で実施いたしました。巡回中に予防注射を受けた犬は、新規登録の3頭を含めた160頭でございました。畜犬の登録数でございますが、5月13日の時点で319頭になっております。

13ページをお願いします。

産業建設課の農林水産係、財産区、宇久須財産区について。3月24日、住民防災センターにおきまして、令和2年第1回宇久須財産区議会の定例会が開催され、当初予算の審議を行い可決をされております。

14ページをお願いします。

企業課、水道事業でございます。水道週間については、6月1日から7日までの1週間にわたり、全国一斉に水道週間の行事が実施されております。

当町では、6月5日に町内指定業者の協力を得て、有効期限が迫っている量水器の取替を実施いたします。

次のページをお願いします。

教育委員会事務局の学校教育係、給付型奨学金については、3月2日に給付型奨学金選考委員会を開催し、松崎高等学校に進学する成績優秀者3名を支給対象奨学生として決定いたしました。また、4月30日に既に決定している者の5名と合わせまして計8名に給付し、給付型奨学金を支給いたしております。

次に、新型コロナウイルス感染症防止対策に伴う臨時休業・休園についてでございますが、新型コロナウイルス感染防止対策のため、3月2日から19日までと4月8日から5月10日ま

で、町内の小中学校及びこども園を臨時休校・休園といたしました。

次に、臨時休校に伴う放課後児童クラブの臨時開設と新型コロナウイルス感染症防止対策による臨時休業については、新型コロナウイルス感染症防止対策による小学校の臨時休校に伴い、常時開設しております仁科小学校の児童クラブのほか、田子小学校及び賀茂小学校でも児童クラブを臨時開設し、3月2日から3月19日までの16日間で、延べ215人、内訳は田子小95人、賀茂小120人の児童が利用をしております。

また、町内及び近隣の市町で新型コロナウイルスの感染が確認されたため、4月8日から5月10日まで児童クラブを臨時休業といたしました。

次に「西豆を体験しよう」につきましては、西豆地区3中学校の主催で5月15日に実施を予定しておりましたが、新型コロナウイルス感染症防止対策のため、中止となっております。

次のページをお願いいたします。社会教育係の春の町民ハイキングについては、5月17日に三島市内まち歩きを計画しておりましたが、新型コロナウイルス感染症予防対策のため、中止としております。

次に施設整備係の各種委員会の開催につきましては、3月24日に第5回文教施設等整備委員会を予定しておりましたが、新型コロナウイルス感染症防止対策のため、文書での報告といたしました。次の制服展示会の開催につきましては、4月18日、19日で学校統合後の制服等を選定する見本展示会を予定しておりましたが、こちらも新型コロナウイルス感染症防止対策のため、延期としたところでございます。

他のものにつきましては、書面にてご確認をお願いいたします。

以上で行政報告を終わります。

○議長（山本智之君） 行政報告が終わりました。

暫時休憩します。

休憩 午前 9時45分

再開 午前 9時49分

◎一般質問

○議長（山本智之君） 休憩を解いて再開します。

日程第5、一般質問を行います。

一般質問は、通告順序に従い発言を許します。

なお、本定例会において、一般質問に対し町長に反問権を付与します。

◇ 高 橋 敬 治 君

○議長（山本智之君） 通告1番、高橋敬治君。

5番、高橋敬治君。

〔5番 高橋敬治君登壇〕

○5番（高橋敬治君） それでは、議長のお許しを得ましたので、壇上から一般質問をいたします。こういうご時世ですので、私、一般質問1点に絞りました。なるべく完結に行うつもりですけれども、よろしくお願いいたします。

私の質問は、会計年度任用職員についてでございます。

地方公務員法及び地方自治法の改正に伴い、西伊豆町においては令和2年4月1日から従前の「臨時的任用職員」が「会計年度任用職員」制度となりましたが、同制度は民間の働き方改革に併せ行政職にも「同一労働同一賃金」を反映させ、自治体で働く非常勤職員の処遇改善を図るものであると一般的には理解されているところです。

しかしながら、西伊豆町の「会計年度任用職員」の実態を見ますと「臨時的任用職員」の時よりも著しく報酬が下落し、制度の趣旨である処遇改善とは全く言い難い職種が存在し、その待遇を不服として退職した人も出てきております。

以上の状況を踏まえて質問いたします。

（1）運用について

西伊豆町の「会計年度任用職員」はフルタイムとパートタイムの2種類の採用の仕方がありますが、昨年12月定例会で町長は、今までどおりフルタイムで働いてもらうことが一番だが小さな町にとっては費用負担がかかりすぎると答弁しています。

令和2年度はパートタイムで募集していますが、その多くをパートタイムで募集していますが、その運営に至る経緯について質問いたします。

①フルタイムにした場合、費用負担増はどの位になりますか。

令和2年度予算の会計年度任用職員の人員を基準とし、それぞれを、臨時的任用職員、フルタイム会計年度任用職員に置き換えた場合の年収で比較してください。共済費等の負担金が発生するならば、負担増として示してください。

②総務省発出の「会計年度任用職員制度の導入等に向けた事務処理マニュアル」によれば、

“単に勤務条件確保に伴う財政上の制約を理由として、合理的な理由なく短い勤務時間を設定し、現在行っているフルタイムでの任用について抑制を図ることは、適正な任用・勤務条件の確保という法改正の趣旨に添わないものである”としているが、西伊豆町の運用はこのマニュアルに反していませんか。

(2) 報酬について

我々6名の議員が、令和2年3月31日に町長に提出した「西伊豆町会計年度任用職員の報酬是正についての要望書」の回答書で、“町一般職員に準じる形で制度化しましたが、正規職員と会計年度任用職員との間に不均衡が生じないように、同種の職種については、正規職員の初任給に合わせた”とし、“その結果、年収ベースで減額となるケースもございましたが、関係する職員には事前に説明させていただき、ご理解をいただいたうえで、今年度の採用申し込みをしていただいた”とあります。以上を踏まえて質問いたします。

①年収ベースで減額、同額及び増額になった職種と、その対象人員はそれぞれ何人ですか。

②クリーンセンター、産業建設課及び企業課の各作業員は、年収ベースで20パーセント以上の減額ですが、これを適正と考えていますか。

③処遇については、今後も検証していきたいとのことですが、どこをどのように検証するのですか。

(3) 休業・休暇手当について

園や学校関係で働く「会計年度任用職員」は少なくありませんが、新型コロナウイルス問題で突然の休園、休校により自宅待機を強いられた職員もあるのではないかと思います。

また、感染しているかどうかの不安から、自宅待機を余儀なくされた職員もあったと聞いています。

一般企業では労働基準法第26条「使用者の責に帰すべく事由による休業」に該当し、休業手当（平均賃金の100分の60以上）の支払いがされるようです。

以上を踏まえて質問いたします。

①自宅待機の対象になった人員と延べ日数は。

②これらの職員に対する西伊豆町としての対応は。

以上でございます。

○議長（山本智之君） 町長。

〔町長 星野浄晋君登壇〕

○町長（星野浄晋君） それでは、高橋議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

まず、大きな1点目の会計年度任用職員について。(1)の運用について。①のフルタイムにした場合の費用負担はどのくらいになりますかというご質問でございますが、まず地方公務員法の改正以前の臨時的任用職員につきましては、西伊豆町臨時的任用職員の身分等取扱要項が設置され、その任用第3条に任用期間等を明記した任用決定書をもって行う。2項には任用期間は原則として6ヵ月を越えない範囲で必要な期間とする。ただし、必要がある場合は、任命権者の承認を得て6ヵ月を越えない期間で更新することができるが、再度更新することができないとあったもので、あくまでも臨時職員の雇用は6ヵ月契約で更新をしても、最長1年間しか雇用ができないというものでございます。

ですので、翌年度には新たな契約をし直して、6ヵ月後に更新をし、最長1年間の雇用を繰り返してきたものでございます。不服として退職したのではなく、あくまでも臨時職員の制度の建付け上は契約が切れ、新たな制度での会計年度任用職員の募集には手を挙げられなかったというものでございます。そもそも、会計年度任用職員の制度は臨時雇用という半年ずつの雇用から安定的な雇用という観点で制度が作られ、最長3年という雇用制度に変化したものではありませんが、現状の状況をよく理解されず、机の上で作られたものではないかと推測されます。このような制度であるならば、今まであった臨時的任用職員の制度のほうが、末端の市や町も雇用されている方達も良かったのではないかと云々を得ないと思います。

では①の費用負担比較でございますが、本日お配りさせていただきました資料1のとおりでございます。

次に②の西伊豆町の運用はマニュアルに反していませんかとのご質問でございますが、確かに総務省のマニュアルには、財政上の制約を理由として合理的な理由なく短い時間を設定することは法改正の趣旨には添わないと謳われておりますが、行政運営上、何を行うにしても財政負担の抑制は考慮する必要はございますので、会計年度任用職員制度移行においても、財政負担の抑制は課題でございました。

ただ、当町では財政上の理由だけでなく、正職と会計年度任用職員の業務配分、報酬と余暇時間とのバランス、失業手当の有無等を検討した結果、パートタイム職員として任用することにいたしました。従いまして、総務省の運用マニュアルに反していないと考えております。しかしながら、今年度パートタイムとして運用した中で業務に支障が出るようであれば、フルタイムに変更するなど、総合的に勘案した中で改善策を講じていきたいと考えております。

次に(2)の報酬について

①の年収ベースで減額、同額及び増額になった職種と、その対象人員はそれぞれ何人かというご質問でございますが、年間雇用の社会保険加入者が65人おりまして、そのうち増額となる職種と人数は複式学級補助教員、適応指導教室指導員、特別支援員、放課後児童クラブ支援員で9名でございます。同額の職種と人数につきましては、地域おこし協力隊とA L T^{エーエルティ}（外国語指導助手）の9名となります。そのほかの職種につきましては、すべて減額となりまして、47名が対象となります。

なお、社会保険加入者以外の短時間勤務の方につきましては、すべて時間単価が上がっておりますので、増額となります。

次に②のクリーンセンター、産業建設課及び企業課の各作業員は、年収ベースで20パーセント以上の減額ですが、これを適正と考えているかのご質問ですが、雇用契約の中身が違いますので一概には比較はできないと考えております。ただ、減収することは当局としても把握しており、他のもので補えないかということについては、各担当課で検討をいたしました。

ただ、会計年度任用職員は同一労働、同一賃金というものが法施行の根底にあり、西伊豆町の正規職員である行政二とも歩調を合わせなければなりませんので、このような形にせざるを得なかったものでございます。町としてはこのような形の法改正ではなく、現場に即した法の見直しがされることを切に願っておりますし、国に改正を要望しているところでございます。

次に③の処遇については、今後も検討していきたいということだが、どこをどのように検証するかのご質問でございます。処遇につきましては、議員がおっしゃられる状況はよく理解をしておりますので、他の会計年度任用職員や正規職員とのバランスを考え、検討したいと思います。ただ従来の金額にということだけを念頭におきますと、他の業種の方達もそれに準じた対応をしなければなりません。単に1業種のみ金額をスライドさせるという事では解決せず、多岐に問題が生じ、最終的には人件費の大幅な増ということも見込まれますので、慎重に結論を出したいと思います。

次に（３）休業・休暇手当について

①自宅待機の対象になった人員と延べ人数につきましては、新型コロナウイルスの影響で業務がなく勤務しなかった職員は令和元年度は11名、述べ62日、令和2年度は44人、述べ335日ですべて教育委員会関係の職員となります。

次に②のこれらの職員に対する西伊豆町として対応につきましては、施設等が休止となっ

た会計年度任用職員については、休止中でもできる業務、また他部署の支援業務などできる限り何かしらの業務に従事できるような調整もさせていただきましたが、業務がなく自宅待機となった場合には、休業手当として通常報酬の6割を支払うこととさせていただいたところでございます。

以上壇上での答弁を終わります。

○議長（山本智之君） 一般質問の途中ですが、暫時休憩します。

休憩 午前10時03分

再開 午前10時06分

○議長（山本智之君） 休憩を解いて再開します。

一般質問を続けます。

○議長（山本智之君） 高橋敬治君。

○5番（高橋敬治君） それでは、順番に再質問したいと思いますけども、この中でたいへん忙しい中を要求した資料、これ作るのにたいへん時間もかかったと思います。総務課の担当には敬意を表したいと思います。まず、最初の質問ですけども、町長の答弁の中にはこの制度そのものが、やっぱりちょっとあまり良くないと。これはいろんなところでこういう声が起こってまして、今言ったようないろんな各自治体にかなり任されている部分はあるんですけども、ベーシックなところは総務省がリードして、それに杓子定規に当てはめていくと今回の西伊豆町みたいな事例が出てくると。

総務省に何回か議員の秘書を通じて問い合わせをしてもらいましたが、今のところはデータがないと。ただし、そういうことはもともと想定してないと。処遇が下がるということは想定してないということです。おそらく今後、総務省もこういうデータを集めて、かなりの改善を図っていくと思うんです。現に与党以外の各政党、あるいは労働組合、こういう所が相当大きな声を上げつつありますので、改善していくんでしょうけども、ただ取りあえず今回、やっぱり皆さんに、我々はこういう条例を通して、その時点でなかなか明らかにならなかった部分を、今回明らかにして皆さん知ってもらうことによって、そういう世論と一緒に、こういう会計年度任用職員、非常に弱い立場である、所謂、官製ワーキングプアと言われる人たちの処遇改善をしていきたいなということで、私は必要火急であるということで、今回一般質問させていただきました。

まず最初の質問ですけども、ここの冒頭に書きましたように、昨年12月定例会、ここで町長が費用負担が掛かりすぎるという答弁をしてました。その時点でその比較表を持っているという話もしましたけども、まだその時点では所謂、条例を作る段階、運用は今これからであると。それからなかなかそういう費用というのはまとめるににくいという事があって、我々には正確に近い数字が出てこなかったんですけども、その時点で12月定例会の時点で、費用負担増というのはどの程度だという認識をされていたか。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 議員のところには、この資料がいつているんですかね。これがですね、正確に議員から質問をいただきまして、実際問題どうなんだということで試算をしたものでございます。ただ、12月の議員から質問を受けた際の数字につきましては、この数字ではなくて、臨時的任用職員の30年度の決算ベースと令和2年度の予算ベースを比較しまして、決算ベースで言いますと、要は短い時間労働される方も当然いらっしゃるわけでございますので、詳細にいくらお金を出したというものはわかります。ただ、令和2年度の予算ベースを組むにあたっては頭数に給料などをすべてを掛けておりましたので、実際とはだいぶ違うものを私達も参考にして答弁をしていたという経緯がございます。

ですので、今議員のところにお配りをさせていただきました資料を見ますと、合計で言いますと539万5,000円が減額するというのが今の現状のパートタイムとして、今年度末を迎えた場合はこれぐらいになるであろうというのが、これが今運用している中での最終的な予測数値となってきます。ただ、これにつきましてはコロナの影響などもあり、職員の数を増やしたりというようなことも当然今後も出てきますので、若干の誤差はまだこれから出てくるかと思いますが、当初見込んでいたものに比べれば、だいぶ予算上多くなるということはないということになります。

○議長（山本智之君） 高橋敬治君。

○5番（高橋敬治君） 12月定例会で総務課長がこういう答弁をしているんですよ。これは今、町長がおっしゃったように平成30年度の決算、これと令和2年度の予算を比較しているわけですけども、パートタイム職員とこれと比べると、3,200万円増額になると。それからフルタイム、これをフルタイムにした場合にはですね、30年度決算費の約1億700万、これだけパートタイムからフルタイム、じゃなくて会計年度任用職員にすると、フルタイムで雇うと1億700万増えますよ。差引きしますと、パートタイムとフルタイムには7,500万円、パートからフルにするには7,500万円も費用増になりますと。今ある人件費を1億円以上負担を増やす

というのはなかなかたいへんだ。こういう答弁を12月の定例会で条例を作る時に言っているわけですよ。

そのあと、これちょっとおかしんじゃないのという恰好で調べて出てきたのが、いただいたのが、これは平成30年度の実績と、それから令和2年度のパートタイム、フルタイム調べたその、その発言の要旨。その時の比較一覧表というのを入手いたしました。我々がこれ、さっき言ったようにおかしいよということで、そのあと3月定例会、これ予算審議の時、この時に元年度、30年度の決算、それから元年度の予算です。それから2年度の予算、これを比較した表を皆さんいただいたと思うんですよね。この時の数字が令和2年度はパートタイム、平成30年、令和元年度と人員調整はしてない。平成30年度比、3,200万円の増額、それから令和元年度比、令和元年と2年予算を比べると480万7,000円の増。実際数字が間違っていて、総務課に問い合わせたら450万円の増。

つまりね、何を言いたいかと言いますと、今まで作った表は人員調整を全くしていない。つまりもう、今いる会計年度任用職員、先ほど言いましたように短時間で働く人、それから半日だとかそういうので働く人、これをすべて頭数をフルタイムにして計算している。だからこういう結果が出てきた。

今回出してもらった資料は、非常にそういう意味ではきちっと人員調整をして冷静な比較をしていると。我々がいろいろ予算を通すにあたってもですね、あるいはこの制度を認めるにあたっても、これだけ違う数字が出てくると、我々やっぱり判断を間違えますよ。委員会等で、あるいは全員協議会等で芹澤議員、あるいは増山議員、私も質問しました。これをなんとかフルタイムでという質問等々をしました。しかし、まだ制度が確実になっていないだとか、この1億700万円だとか、こういう数字を聞いたら、やっぱりそれぞれの人というのは判断を間違うわけじゃないですか。それについてどのように考えていますか。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野淨晋君） 正確な数字という面につきましてはかなり乖離^{かいり}があるということは、私も認識をしております。その当時の説明が間違っていたという事につきましては、これは深くお詫びをするしかないというふうに思っております。

ただ、制度上議員がおっしゃるように、当時の説明と違った部分があったんですが、ただフルタイムにした場合、いくらその人数とか時間をすべて調整をしたとしても、やはりフルタイムにしてしまいますと1,000万の部分が増えるということは、今年はこれも事実でございますし、逆にこの今までのように同じ金額でずうっと更新をしていくのであれば、それで

いいんでしょうけども、今回のこの制度は先ほど壇上でも申し上げさせていただいたように、来年度になりますと昇給してきます。再来年度も昇給していきます。この部分を加味してまいりますと、フルにすると今年度1年間で1,000万でございますが、来年は1,000万の上に昇給した分が上乗せしてきます。これはもう3年後も同じでございますので、そういうことを考えると、なかなか一概に1,000万しか増えていないんだから全員フルにしてはどうかということでも、ちょっと財政的には厳しい部分もあろうかというふうに考えておりますので、最終的にはパートタイムにして、今年度は前年度比較の予算上では、予算上というか最終的にこのままいけば、決算的にはマイナスの539万5,000円という数字が弾かれておりますけども、来年、再来年も同じ制度で運用していった場合は、今年はマイナスですけど来年はプラス、再来年はもっとプラスということにもなってまいりますので、一概に何がよいということとはちょっと町のほうでも判断がしづらいということでございまして、なるべくであれば制度を、地域の実情に即したものにさせていただければ、ありがたいなというふうに考えております。

○議長（山本智之君） 高橋敬治君。

○5番（高橋敬治君） 今の町長の答弁の中で、非常に皆さんが間違いやすいところが1点あるんですよ。昇給していくと言いますけども、例えば正規の職員であれば、4つずついくんです。基本的には。例えば1号の5、1の5でいった人が、次の年は基本的には1の9までいくんです。ところが会計年度任用職員というのは、1の5のままなんです。つまり正規の職員の初号級これを該当させなさいなんです。ですから人調等があって、人員調整があって、例えば西伊豆町の職員の給与表が上がります。この時に1の5、このところが例えば3,000円上がる。ということになると日給がそこが上がってくるということで、一般の職員並みに、3年経てばポンポンポンと8つだとか12だとか上がるわけじゃないんですよ。これはそうではないですか。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野淨晋君） 確かに議員のおっしゃるとおり、正規の職員が通常でいけば、4つずつ上がるといわれております。この任用職員だと3つだということも理解はしておりますが、ただ正規と会計年度任用職員には災害時に出勤をするかしないかということであつたりとか、正規と会計年度任用職員によって、もともと課されている責任というものの重さが違いますので、それを同じにして4つずつ上げていくということになりますと、なかなかそこは難しいので、もしそういったことで職務につきたいということであるならば、特に行二であれば、

国家公務員の資格とかいろんなそういった試験というものはありません。面接試験でそういった採用になるわけですので、ぜひ行政二種の職員の採用に手を挙げていただいて、正規に雇っていただく形を取っていただければありがたいというふうには思います。

○議長（山本智之君） 高橋敬治君。

○5番（高橋敬治君） それは町長のおっしゃるとおりですよ。ただ、会計年度任用職員というのは先ほど3年と言ってましたけど、実際には1年、最初の1ヵ月間は基本的には使用期間ですよ。こうやって前歴とかそういうのというのは、ある意味じゃ考慮されていない。だからこれがこの制度のおかしなところなんです。3年いったら順調に前歴加算してどうのこうのじゃないんですよ。毎年ごとにそういう使用期間、1ヵ月間、使用期間というのはいろんな問題が起きたらすぐにチョンになりますよね。こういうことも含まれているということで、これは制度の問題ですから、これ以上議論してもしょうがないんですけども。

もう一つ、勤務時間を短くするという中に、先ほど言いましたように財政上の制約を理由として会計年度任用職員への必要な移行については、抑制を図るということは駄目ですと。それから移行について合理的な理由なく短い勤務時間を設定し、現在行っているフルタイムでの任用について抑制を図ることは、これも改正法の趣旨に添わないと。そうしますと、例えば今まで7時間45分、これで働いていた職員を7時間にするためには、合理的な理由、つまりその人のやっている職種、仕事の内容、これをきちっともう一度見直して、その結果、これは7時間ではしょうがないよね、7時間でいけるね、あるいはこれは7時間45分いるよね。こういうことが必要だったと思うんですけど、これを証明していただけますか。

○議長（山本智之君） 総務課長。

○総務課長（高木光一君） 証明する資料となるとなかなか難しいのかなと思いますが、議員のおっしゃるとおり、確かにいろいろやっていく中では7時間45分フルが必要な業種も出てきているのかなと思っております。現状の中では、パートタイムの中でこの1年間やっていて、改善が必要な部分であれば、町長の答弁にもありました通り改善は図っていききたいというふうに思っております。

○議長（山本智之君） 高橋敬治君。

○5番（高橋敬治君） 確かに、パートタイムということで募集をかけてそれに応募してきた、この事実は変わらないですよ。ですけども、そこに至る過程の問題点を僕は言っているわけで、例えば、これが証明できないっていうのはおかしい話じゃないですか。例えば窓口税務、これ宇久須も支所も出張所も、会計年度任用職員使ってます。この人たちが今まで7時間45

分やっていた業務を7時間にするということは前なのか後ろなのか、ここで45分時間が切れるわけじゃないですか。その代行は誰がやるんですか。その時間は必要ないんですか。そうじゃないでしょ。支所、出張所には、窓口には、役場が開庁すれば8時15分から5時までの間に、一般の町民来るわけですよ。それを7時間にした合理的な理由、これはいろいろ検討されたと思うんですよ。これを出せないというのはおかしいじゃないですか。検討したんですか、本当に。

○議長（山本智之君） 総務課長。

○総務課長（高木光一君） 町長の答弁でもありましたとおり、まずいろんな事業を行うには財政負担というのでも考慮しなければなりません。今回につきましても財政負担を抑えながらどういう形で正職員、会計年度任用職員の業務を行っていくかというのは当時検討はされていたというふうに聞いております。その中で、やはり正規職員については、今までよりも多少負担になる部分があります。ただ、その中でもやっていける部分もあるだろうということで7時間にしたと聞いております。

○議長（山本智之君） 高橋敬治君。

○5番（高橋敬治君） ですから、簡単なことですよ。そういう打合せをした議事録を出してください。いろんな職種について、例えば環境課、クリーンセンターの職員、1日7時間45分これで仕事をしてました。これを7時間にする根拠、これはいろいろやり取りあったでしょう。こういうものをやはりオープンにしてください。議事録というのはそれを検証するために必要なんです。今、国会でいろんな議事録問題になってますけども、やっぱりそういうものを経てるほどな、これは財政上の負担もあるし、7時間45分だけ7時間でできるなと。こういうことで納得できれば、それは7時間でいいじゃないですか。財政上の負担というのは確かにありますよ。だから、それを出してくださいと言っているわけですよ。そういう資料というのはないんですか。

○議長（山本智之君） 総務課長。

○総務課長（高木光一君） 私の把握している範囲内ではそういう議事録はありません。ただ、クリーンセンター等におきましては7時間45分フルがいいのか、多少15分ぐらひは短くてもいけるんじゃないかという話は以前聞いたことはあります。国のほうからは、例えば15分短くするとか、30分短くするとかというのはそれは駄目ですよと。それは是正の通知もきております。県下多くはやっぱり7時間にしているところは、そのような通知があった形の中で15分30分ではなく、短くするのではなく、45分短くした7時間というのが多くなっているの

かなというふうには考えております。

○議長（山本智之君） 高橋敬治君。

○5番（高橋敬治君） だから、それは、きちっと検討したんじゃなくて、法逃れのために7時間45分を15分やとか30分の短時間を削るんじゃだめよということがあるもので、7時間にしたり、全くその合理的な理由じゃないですよ。それから、例えば環境課、それから産業建設、それから企業課、ここの作業員というのは、今まで7時間45分を7時間にしているじゃないですか。そういうところというのは、どういう話し合いがあったんですか。それぞれ課長答えられる課長があったら、教えてください。

○議長（山本智之君） 産業建設課長。

○産業建設課長（松本正人君） 財政当局である総務の方と協議して、7時間ということで統一をいたしました。

○議長（山本智之君） 高橋敬治君。

○5番（高橋敬治君） だから、なぜで7時間にしたのか聞いているわけですよ。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野淨晋君） なぜということにつきましては、議員がおっしゃるように明確なものというのはないのかなというふうに思いますが、やはり他と整合性を合わせなければいけないというような部分もございまして、クリーンセンターや作業員のみをフルというわけにはいかなというようなことから、一度すべてパートでやってみよう。それで不都合が出た時にはフルに変えていくことも可能であろうということで、すべてがパートタイムになったというふうに私は理解をしております。

○議長（山本智之君） 高橋敬治君。

○5番（高橋敬治君） 非常に残念ですよ、そういう運用の仕方って。後ほどやろうと思ったんですけども、例えば松崎町だとか、下田市、こういうところは、今までのパートタイム、これをきちっと見直して、ここはやっぱりフルタイムいるよねというところ。例えば松崎で言えばクリーンピアですか。そういう清掃局だとか、下田も同じですよ。そういうふうに、今まで7時間45分でやってきて、やっぱりここはその7時間45分なんだという。

西伊豆町みたいに、画一的に財政負担があるから7時間にせいよ、というお上の、言い方悪いですけども、これの号令のもとにろくに、これも言い方悪いですね。いいかげんな、資料が出てこないというんですから、いいかげんな決め方をして7時間45分を7時間にしているということは、ものすごく僕はそういう意味では、おかしい行政をしているという指摘を

しておきます。

それから、例えば、なぜそういう質問をしているかという、クリーンセンターの作業員、7時間45分仕事しています。おかしな運用しています。企業課もそうです。1日7時間45分を働かせている。そして1日45分、これを貯金している。貯金したものはどうするか。1日分たまったら休め。こういう運用しているんですよ。こんな運用ってほんとにいいですか。

○議長（山本智之君） 総務課長。

○総務課長（高木光一君） パートタイム職員については、週35時間以下ということでの任用となっております。クリーンセンターにつきましては、そのような形での任用となっております。ただ、今議員がご指摘のようなやり方については、決していいやり方ではないというふうには考えております。そのへんにつきましては、今後改善が必要だというふうに総務課としては考えております。

○議長（山本智之君） 高橋敬治君。

○5番（高橋敬治君） これ以上追及しても、当局のボロが出るだけですから、もうこれは時間の関係もありますのでやめます。総務省によれば、少なくとも制度改革によって、例えば今回西伊豆町、これはよくやったなと思うんですけど、期末手当あって2.6か月、今年は最初の年ですから、6月期が0.39でしたかね。こういうことですが、来年度同じようにやっていけば、2.6ヶ月分出ると。期末手当については、出してもいい、支給してもいいというところを西伊豆町はきちっとこう出している。それはそうですね、7時間にして、皆さん約1割下がるところをそういうもので補填する。だからこの資料にはあるかどうか、今日もらったんで精査してませんが、令和2年度は、皆さん基本的なところは少し下がるんですよね。数パーセント下がります。だけでも令和3年度になると、皆さんやっぱり数パーセント上がります。数何万円ですけども上がります。

ですから、そういう意味では最低限のその処遇改善といえるかどうか。しかし求めるところはやっぱりこれフルタイムで使うと、だいたい15パーセントぐらい。所謂フルタイムで務める臨時任用職員がすべてがだいたい200万、年収200万を超すんです。今、ほとんどの職員が200万を切っています。今言った作業員、もとの会計年度任用職員である作業員を除けば、ほとんどの例えば事務の補助だとか保育士だとかこういうところというのは皆200万を切っているわけです。所謂官製ワーキングプアですよね。ほとんどが女性ですから、あまり大きな声が上がってきませんが、目指すところはやっぱりフルタイムの会計年度任用職員を目指すということだと思います。

総務省は、制度改正によるそういう期末手当だとかそういう出費、これについては1,700億円、今年交付税措置をすると、こういうふうに明言してますし予算も通っています。ということを考えれば、やっぱりそういうものを含めて、今後やっぱり会計年度任用職員、パートタイムの方、これの所謂処遇改善、これをしていただきたいと思います。

次いきます。報酬についてです。

先ほどから出てますけど、やはり1番問題なのは、皆さんのお手元にいった2ページ目でもそうですけど、これを見ますとね、例えば上から1番目一般事務これ令和元年度183万7,000円、令和2年度が180万5,000円、若干の先ほど言ったようにマイナス、令和3年になれば、197万ということでこれ上がる。令和4年になると200万ぐらいになる。これはプラス6号なんて書いているので、ほんとかなというのは確認しないといけないと思うんですけども。だいたい普通の人には上がるんです。

ところが、これで見てもらいたいのは、行二、この作業職ですね、問題は。作業職のなかでも、先ほどから出てます所謂、クリーンセンターの作業員、産業建設課、企業課これの作業員、この方達は年収でいきますと全く昨日までと同じ仕事をしていながら、時間はもちろん違いますよ。これが年間50万円以上、20パーセント以上年棒が下がるんですよ。こういう方は、やっぱり僕はこういう方を救うという必要があると思うんですよ。この10人足らずです。少なくとも、令和2年3月31日まで在職していて、令和2年に引き続き応募した職員については、やっぱりこれは特例を設けるべきではないかということです。なぜかと言いますと、例えばそういう作業員、何で今まで日当が高いのか、8,500円なのか、あるいは8,900円なのか。これは、普通の事務員さんと同じように日当が6,800円とか900円、これではなかなか人が集まらない。あるいは集まっても、それが定着しない。こういう歴史があつて、8,500円、あるいは8,900円にしているわけじゃないですか。

そして、例えば松崎町の例です。松崎町も同じように杓子定規に今回の制度に当てはめたら、これは相当下がるんですよ。それなので松崎町はこれはいけないということで、少なくとも現状維持だと。こういうことで、職種とそれから報酬、これを見直しをして現状維持にしているわけですよ。

だからそういうことができないかということで、我々は議員6名は、全員の議員の方に同意を得たんですけども、こういうコロナ禍のところですからちょっと集まりがあった自民党関係の議員さんたちにこういう話をしまして、同意をいただいて町長に申し入れをしたんですけども、残念ながら私からすれば、ほとんどゼロ回答ということで、やっぱりこの、

相当下がった人、一般の事務までやれとは取りあえず今は言いません。特に2割以上下がった、年間で50万あるいは40万下がった、こういう人たちは特例を設けてでも、やっぱり救ってあげる必要があると思うんですけど、いかがですか。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 議員のおっしゃることもよくわかっておりますので、その言われていることの趣旨は理解いたします。ただ、同一労働、同一賃金という基で、この制度が作られている以上、あまり特例というものを作るのは良くないというふうに思います。それは行政職二でクリーンセンターに勤務している職員と同じ仕事をし、尚且つ行政二につきましては先ほども申し上げましたように、責任であったりとか、災害時に出勤をしなければいけないという、当然公務員としてはやらなければいけない任務を課せられているわけでございます。もし、同じ仕事をしたのに、先にいる方については特例があり、後から来た人間については同じ仕事をしているのに、逆に50万も賃金格差が生まれるというのはいかなるものかという苦情が出てきた場合には、私たちは説明するすべがないというようなことも当然出てきますので、なかなかそれは難しいということで、本来こういった国の制度ではなくて、前からあるような臨時の作業員さんという雇い方のほうが私たちはいいということで、壇上で述べさせていただいたものでございまして、1件の特例を認めてしまいますと、なぜあそこは認められて私たちは認められないんだという方も当然出てくるわけでございますので、相対的に考えてこういったものを運用するについては、まず一度リセットをした状態でのゼロスタートで始めなければいけないということから、この金額の設定になったというものでございますので、特例に関しては導入すると今以上の反響が出てくるというふうに考えております。

○議長（山本智之君） 高橋敬治君。

○5番（高橋敬治君） 今、ほかの市町で反響が出てないのは、そういう人に対して救っているから出てこないんですよ。逆ですよ、例えば北海道の帯広、ここは新制度における報酬年額が従来の報酬年額に相当する額を下回る場合は、従来の月額を保証する、支給する。こういうふうに言わば特例ですよ。それから例えば松崎町、新制度を適用すると今後清掃員の確保が難しくなる。従来と同等の報酬でフルタイムで募集したと。こういう例もあるわけですよ。だから特例、特例って恰好で出てくるとあれですけども、町長は今、後から入ってくる職員との比較と言いましたけども、僕らに対しての説明にはそうじゃなくて、今いる現職の、所謂今回応募した行二の新入社員、これと格差が出てきてそういうところから文句が出

てくる、不平が出てくるという説明をしました。

そういうことであれば、それこそさっき町長言ったように、もう行二の初任給はここだよということを承知して正職員の試験受けているわけですよ。そういう言い方もできるわけですよ。ですから、そういうところは、あんまり使い分けてほしくない。

つまり、私は何が言いたいかというと、いろんなことからバランスの悪いところも出てくる。けどやり方によって、この40万、50万下がった人を救ってやれというのは皆さんそうじゃないですか。私だけですか。だからそういうことを考えれば、やっぱりこれは何らかの目の前に困っている人がいる。こういう者を救えない。こういう者を救えないんだったら、これはもう政治家の資格はないですよ。選挙に出るべきでないですよ。目の前にこんだけ困っている。わかりますか。泣きついてきているんですよ。辞めている人もいますよ。だって、今まで250万、40万あった人が、200万円以下になったらどうしますか。皆さんみたいに5、600万あって100万ダウンしちゃったのとは、わけが違うんですよ。1,000万円もらっていて800万円になった人とは違うんですよ。そこを十分にやっぱり考えてもらいたい。今みたいな答弁やっていたら、本当に西伊豆町の町政というのは信頼をなくしますよ。それだけ一言、言いたいです。

ほかの下田、賀茂郡の近隣市町の清掃員の、さっき言ったように同一労働、同一賃金と言いました。確かに西伊豆町の中で考えれば、町長のさっきおっしゃったとおり。しかし下田、賀茂郡、これの近隣市町の清掃員の処遇、これを調べてみました。

そうしますと、例えば松崎町、これはさっき言ったようにクリーンピア松崎の清掃員5名います。月給18万1,000円。日給に直すと8,600円です。7時間45分労働です。時間給で1,115円です。これを維持している。それから下田市、これは清掃センターの作業員は1,113円から1,160円、これ時間給。これはパートタイムです。ただしここはその金額でいくと約8,000円です、1日。一日7時間働いて8,000円です。それから東伊豆、河津では東河環境センターというのがありますよね。これは一組ですかね。ここの作業員というのは時間給がなんと1,286円なんです。ただし労働時間がこれ6時間45分ですけども1,286円ですから、8,680円なんです、日当が。つまり、この近隣市町を見れば同一労働していて同一賃金約1日8,000円なり8,500円というのが、このへんがベースじゃないですか。それを西伊豆町6,500円で、なんですかこれ。それを考えたら、同一労働同一賃金なんてね、偉そうなこと言うなよということじゃないですか。それについてどう思います。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長(星野浄晋君) 他の市町がどのような賃金の金額を設定されているのかということは、私たちは判断することではないと言うふうに思いますが、あくまでも西伊豆町内で一緒に働かれている方については、やはりそこは考えなければいけないというふうに思っておりますので、先ほど答弁をさせていただきましたように、確かに今までいらっしゃった方については賃金下がるということは十二分に理解はしておりますけども、そうは言っても同じ職種で行政二種の方ともし同一労働であるのであれば、やはりそこを合わせなければいけない。それと先ほど申し上げさせていただきましたように、今までの臨時につきましては、あくまでの半年の契約、それを延長して1年という契約の形態でございましたが、今回の会計年度任用職員につきましては、契約は1年、最長3年というような形になってまいりますので、その中で給料等提示されておりますので、そこでその方の判断で応募するかしないかという事は判断されるというふうに考えております。ですので、確かに前の状況から比べれば、下がったのかもしれませんが、契約上はそれで一度切れておりますので、そういったところもやはり加味しなければいけないのかなというふうに考えております。

○議長(山本智之君) 一般質問の途中ですが、暫時休憩します。

休憩 午前10時42分

再開 午前10時47分

○議長(山本智之君) 休憩を解いて再開します。

一般質問を続けます。

○議長(山本智之君) 高橋敬治君。

○5番(高橋敬治君) いろいろやってますけども、なかなか良い回答は得られないというところが現状ですね。さっき近隣市町等の紹介もしましたが、やっぱりこういうことというのは、広く世間一般知ってもらわなければいけない。非常に日の差さないところで、こういういわゆる不都合な扱い、私から言えば不都合な扱いを受けている職員がいるということを知らしめなければいけないということもありまして、たまたま静岡新聞が、4月11日に、会計年度任用職員制度の働き方改革に盲点というところで、さっきから言ってますけども、この制度というのは、制度の趣旨から言うと、非常におかしなところがあるよというところで、我が西伊豆町の建設課の作業員、これを取材しまして新聞報道ですね、これをしております。これは4月11日の土曜日、今日も記者が見えてますけども、市川さんがお書きになっ

て、まさにきちっとした取材をしてくれているというところだと思います。

先ほど言いましたように、会計年度任用職員、これの募集中、松崎町は69人今年度募集してますけども、そのうち14人がフルタイムです。所謂、特別な職を除いて、今まで69人中14人、それから下田市は157人中24人、これは職種によって一番冒頭申しましたけど、合理的な理由があって、当然7時間45分、所謂フルタイムにしているというふうに解釈できるわけですけども、松崎町で言えば、約3割ですか、2割ですか、下田市で言えば15パーセントぐらいフルタイムに任用していますよと。だから西伊豆町も職種によってやっぱり、作業員を、おかしい使い方をしてます。ですからこういうところは少なくともフルタイムに変えるとか、もういっぺん見直しをしてもらいたい。このように思います。

それからもう一つは、これはNHKでも、3月25日ですけども、「おはよう日本」これで待遇改善のはずが月給減ということで、非正規公務員の新制度で、この会計年度任用職員、これを取り上げております。

つまりいろんなところがこういう興味を持っている。国というよりも、いろんな新聞ですね。赤い新聞もこういうことを取り上げてきていますけれど、やっぱり皆さんがこの制度自体やっぱりちょっとおかしいと気づき始めているし、それが広がりつつあるということで、ぜひ西伊豆町も再度、僕はこれは4月から始まって今6月になりつつありますけども、これは本当に必要火急だと思います。ですから、ぜひその見直しをお願いをして、次の質問に行きます。

次は休業手当等についてです。先ほど、新型コロナウイルス感染防止という観点で、突然臨時的に休園、休校となって、やはり学校関係も関連する会計年度任用職員これが3月で11人、4月になりますと44人、述べ335日分、3月が62日分という答弁だったと思いますけども、これは3月、4月でしたか、これの全員協議会の時でも言いました。そういう職員が出てくるだろう、あるいは出ている。こういう職員には、なんか違う仕事を作って勤務させるべきだという提案をしました。それで何日か、そういうことで働いた職員もいるように聞いています。住民防災センターの清掃だとか、いろんな仕事を作ってくれた。それでも、やはりそれはすべてをクリアするわけにはいかないということで出てきたんですけども、先ほど町長からこれらの方、60パーセントというようなことがありました。

休業、感染防止のための休業というところで、これは大きく二つに分かれると思うんです。一つは、今、政府がいろいろ総務省なりいろんな所から出していますけども、要は本人がコロナにかかった場合、会計年度任用職員がコロナにかかった場合、それから感染が濃厚、あ

るいは例えば病院に行って、あなたちょっと疑いがあるから、疑いがあるからじゃないかな、こういう時期だから、この症状だと2週間、自宅待機したほうがいいですよと。こういう職員もあつたと思うんです。聞いたら、こういう職員については特別休暇扱い、つまり満額の100パーセント保障の有給休暇っていうんですか、特別休暇というんですか、こういう扱いをしていただいたということで、これは非常に国からの指令がありました。必ずしも人事院が出したことは地方自治体にはそのまま当てはめるわけにはいかないんですけども、そういうのを考慮して対応しなさいということで西伊豆町もたぶんそれで対応していただけたんだと思うんですけども。

もう一つ問題なのは、休園、休校によって、例えば保育士であるとか、給食員であるとか、こういう方が働くべく職場が休みなんです。こういう人に対して6割と言いますけども、いろいろ調べましたら、僕質問の時には労働基準法に例えば雇用調整助成金、これは自治体は当てはまるのかというと、これはもう当然、休業手当、労働基準法等26条等にも地方公共団体にも適用できるということなんです。

そうしますと、これは100分の60から、100分の100、これでその労働者と雇用、使うほうの取り決めでできるわけです。西伊豆町の場合には6割ということですけども、例えば今、安倍政権、これは第2次補正予算、この中に雇用調査助成金の拡充等というところで、雇用調整助成金に変わり、労働者自らが直接申請できる新制度を創設すると。対象は中小企業の労働者としたうえで、平均賃金の80パーセントを支給する。暦日ベースの日額上限を1,100円。月額で見ると33万円とし、新制度と雇用調整助成金とで月額上限33万円を揃えるというふうに書いてあるんです。そういうことからすると、町が60しかないと言った時に、これ例えば保育士さんなり、あるいは給食員、この80パーセントの申請ができるんじゃないかと思うんですけど、どうですかそのへん。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 後段の面につきましては、総務課長のほうから答弁させますけども、前段の面につきましては、壇上でも申し上げましたように、今後総合的に判断をした中で改善策を講じたいということで申し上げさせていただきましたので、議員がおっしゃることも踏まえて、その労働者の賃金的な部分については、今後は見直しを図っていきたいというふうに思っておりますので、何もかもすべてやりませんということではありませんので、そこのご理解だけはいただければありがたいなというふうに思います。

○議長（山本智之君） 総務課長。

○総務課長（高木光一君） 6割保障につきましては、労働基準法で最低保証という形があります。議員がおっしゃったとおりでございます。実際のところは勤務していただいた日、代替の勤務もしていただいております。トータルでみますと保障とすると、ほぼ9割近い保証という形になっております。先ほど国のほうの今後の方針によっては80パーセントの保証というお話ですが、それについても対象となるというふうには考えております。

○議長（山本智之君） 高橋敬治君。

○5番（高橋敬治君） 該当する人に聞いたら、6割だとかまだそのへんがちょっと認識できてないというのがありましたので、それが決まりましたら教えていただきたい。先ほど町長が言ったように、取りあえずはそうしたけど、やっぱりそういうことは厚くしてもらえという可能性がありますので、それについてはそういうことでよろしくお願いしたいと思います。今回、何回も私言いましたけども、この問題というのは1年間かけてじっくりというようなこともあるかもわかりません。その会計年度任用職員そのものは確かにそうかもわかりません。そういう制度は。けども私がやっぱり看過できない。ほかの6名の議員さんの賛同をいただいたのも、やっぱりこれだけ下がる人が目の前にいるのに、やっぱりそれを助けを求めている人が救えない。こういうこと自体にやっぱり皆さん、これは見過ごされないと感じているわけですよ。だからぜひ、これについては早急に再検討していただきたい。

この新型コロナウイルス感染に関して、若い星野町長、非常にリーダーシップがある。柔軟な発想とスピーディーな対応に対してはやっぱり賞賛したいし、ほかの市町あるいは町民からもやっぱりそれは非常に評価をしております。その一方で、今言ったように制度改正によって年収が大幅減額になっている、休園・休校によってやっぱり働く場がなくなったという会計年度任用職員、一番弱いところ、一番日の当たらない場所で働いている人、こういう人への配慮が若干やっぱり私は欠けているんじゃないかなという感覚を持ったもので、今回皆さんに知っていただく意味で、こんな時期ですけども、一般質問させていただきました。

そういうことを述べて、私の一般質問を終わりたいと思います。

どうも、ありがとうございました。

○議長（山本智之君） 5番、高橋敬治君の一般質問が終わりました。

暫時休憩します。

休憩 午前10時59分

再開 午前11時05分

◇ 西 島 繁 樹 君

○議長（山本智之君） 休憩を解いて再開します。

一般質問を続けます。

通告 2 番、西島繁樹君。

8 番、西島繁樹君。

〔 8 番 西島繁樹君登壇〕

○ 8 番（西島繁樹君） それでは、私のほうからは、防災関係について 2 点お伺いします。

一つは避難所の「3 密」対策について。もう一つは再生可能エネルギーを利用した、独立電源型の街路灯設置についてをお伺いします。

一つ目の避難所の「3 密」対策ですが、新型コロナウイルス感染拡大の中で、自然災害が発生した場合の対応をどうするのかということが、いろいろ検討されておりますけども、避難所としての体育館や公民館などは、感染拡大につながる「密閉」「密集」「密接」の要件を満たしやすい環境にあります。我が町の対策はいかがでしょうか。

2 点目は、再生可能なエネルギーを利用した、独立電源型の街路灯設置についてです。

風力と太陽光で発電した電力をバッテリーに充電し、夜間に LED 照明が自動点灯する独立電源型の街路灯というのが今あります。当町も採用しませんか。

以上 2 点をお伺いします。

○議長（山本智之君） 町長。

〔町長 星野浄晋君登壇〕

○町長（星野浄晋君） それでは、西島議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

まず大きな 1 点目の防災対策について、(1) の避難所の「3 密」対策についてということですが、現状を考えますと「3 密」を防ぐことはとても課題が多いと思います。この問題を解決するためには、分散避難ということが確実に必要になりますので、役場が設置をします各地区の避難所のほか、学校、各自主防災会や区がお持ちの施設をすべて開けていただかないことには解決はできないと思います。

また、避難所を多く開けば問題が解決するものではなく、そこにいてもらう方をお願いしなければなりません。台風 19 号の時は、区長さんたちをお願いをいたしました、数が増えればそのほかの方達にもご足労を願う必要がありますので、できれば地域での助け合いをお

願いし、自主運営を願えればと思います。また、災害の種類にもよりますが、まずは在宅避難として自宅の安全を確保していただければ、そもそも非難をしなくてもよくなりますので、家具の固定などの徹底をお願いできればと思います。

さらに身内や親戚など、安全が確保できるのであれば、縁故避難なども想定として考えられます。現状の避難所の対策としては、仕切り用のパーテーションを購入し、準備をしております。段ボール状のパーテーションとなっており、個々の区画を取ることで、一定の距離を取り、密接を防ぐ対策を取ります。入口につきましては、なるべく開放し、十分な換気をし、通路をはっきり表示をさせます。また、各階に会議室がある住民防災センター、中央公民館、田子公民館、福祉センターにおいては、受付で検温と簡単な問診をし、避難者の区分けをして誘導し、用途に応じて会議室を使い、避難者を分け密集を避ける対策を取りたいと思います。

次に大きな2点目の防災・防犯対策についての（1）再生可能エネルギーを利用した、独立電源型の街路灯設置につきましては、独立電源型の街灯については器機が高価でLEDの寿命も短いことから、街路灯や防犯灯への整備は費用対効果を考えますと難しいと思います。ただ、今年度5か所の避難所に太陽光パネルによる発電機能を有し、投光器付きで蓄電機能も備えた街灯を整備することとなっております。

以上、壇上での答弁を終わります。

○議長（山本智之君） 西島繁樹君。

○8番（西島繁樹君） 最初の避難所の「3密」対策ですけども、これは町長も言われてましたけど、台風、豪雨が去年来まして、所謂「3密」状態でありました。これはうちだけに限らない、全国的にそうなんですけども、コロナが発生する前までは、なんでもかんでも集まればいだろうという基本的な考え方でありましたけども、それでは困るということで、避難所の再点検、キャパの問題があるわけですけども、今言われたような各施設に行くということと、あとは具体的に親戚のうちにいくとかですね、あるいは知人の知り合いの家に行く、あるいは車の中で泊るとかというのがあると思います。それと、民間施設を使うということもあると思いますので、そのへんをどうしていくかということで、例えばそういう指導までをこれからやるのでしょうか。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野淨晋君） 災害の種類にもよるかというふうに思います。地震などではなく、台風等であるのであれば災害協定をホテルさんなどと結んでおりますので、その部屋を借り

て「3密」を防いだ状態ですね、個々のご家庭ごとに入っていただくということも考えられるかというふうに思いますけども、そうした場合には、大雨等であれば当然川沿いの方達が優先的にそちらに行かれると。ただ地震が突如発生した場合においては、事前避難ということとはなかなか難しいわけでございますので、そういった時には今までの四つの役場が持っております避難所の他にも、学校などを開放していかなければいけないかなというふうには思っております。

その地震についても、津波が発生するかもしれないによっても状況が変わってまいりますので、その都度、もしそういった感染症が広がっている時点での避難を余儀なくされた時には、「3密」を避けるような対策は取りたいと思います。それを今の状態で、まだソフト面での周知が終わってない時に、このコロナ対策も併せて言い始めますと、なかなかこれは住民の方もご理解いただくのには難しい部分も当然ございますので、まずは今は、災害が起こったら、まず逃げていただくことが先になろうかというふうに思っています。

今のところ西伊豆町は、日本国内コロナウイルスがということになっておりますけども、町内での市中内感染は起きておりませんので、現状でいえば仮に「3密」になったとしても、クラスターが発生するというような事案はないかとは思いますが、もし観光に来てお客さんが同室になった場合はどうするかということも当然考えられますので、それは起きたとき、瞬時に判断するしかないのかなというふうに思っております。

○議長（山本智之君） 西島繁樹君。

○8番（西島繁樹君） そういう事ですけども、具体的にコロナ対策ということだけではなくて、実際去年の秋の大雨の時に実際避難してキャパが足りなくて避難所があふれかえったという所もあるわけでして、そういう意味ではコロナも含めて、今から事前に民間施設を借りるとか、あるいは民間施設にもその避難所グッズというか消毒液だとか、それから今言われた段ボールベッドとか、そういうを今のうちに配置、今回のべつに6月の雨、シーズンということに限らずに、やれることはやっていったらどうかと思います。ホテルなんかへと、相互にそういうグッズを入れておいていただくとか、ホテルに限りませんけども、公民館もそうですけど。それと私が言ったように、入りきれない方に対して車中泊とか、そういうものもあるんだよと。あるいは自宅で待機してもらおう。お宅のあたりは大丈夫だから、自宅で待機してもらおうとか、そういうきめ細かさが入用だと思いますけども、いかがでしょうか。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野浄晋君） ですので、そのへんはケースバイケースになろうかと思います。どう

いった状況で車中泊になるのかちょっとわかりませんが、当然地震で家が倒壊した場合はそういったことも考えられるかというふうに思います。仮に地震の場合、西伊豆町に津波が来た場合には、皆さんが住んでおられる約4割以上のところが浸水をするわけでございますので、その時に「3密」というようなことを言いますと、そもそも避難する場所がないというようなことも当然出てきますので、これに関してはケースバイケース。

ただ、町は、いろいろなことをソフト対策タイムライン進めてまいりました。避難所用の段ボールパーテーションも今年度予算に計上させていただきまして、もうすでに購入をして、今4カ所に配備をしてございます。できれば大雨、またそういった高潮の影響が出た安良里地区などについては、そういった方については、事前に2分団の詰所の上に避難をしていただいて、そのパーテーションの括りの中で各ご家庭ごと仕切りを作るような形というのは、一応はできるような形にしてありますので、できれば事前避難をしていただければ対応はできるかなというふうには思っております。

ただ、先ほども言いましたように、できるだけやっぱり在宅避難のほうがご自身たちのストレス的なものもございますので、そういった所にも住民の方たちの意識付けというのが必要かなというふうに思います。

○議長（山本智之君） 西島繁樹君。

○8番（西島繁樹君） そういうことですね。いろいろ町民の皆さんに対応する指導というか、そういうのも事前にやっていくということも大事だと思うんです。在宅避難にしろ、あるいは入りきれないような所をどう上げていくかというのは、各区とも相談して、おまへの所はこういう場合はあそこへ行ってもらうとか、そういうのを具体的にやっておかないと、いざという時に困るんじゃないかなと思いますけども、いかがでしょうか

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野淨晋君） 町のほうから、西島議員はじゃあ台風のときはここに行ってください、地震の時はここに行ってくださいということは、名指しをして言うことは不可能なわけでございますし、そもそもその時にそこにいるかすらわからない状況でございますので、やはりそれはこの前お配りしたように、マイ避難所マップというものを各ご家庭で作っていただいて、もし自宅にいる時に台風が来たらここ、地震が来たらここ、土砂災害の時はここというものをですね、各家庭でやっていただくことが一番いいのかなと。なんでもかんでも役場のほうで、あなたはここに行きなさいということの設定を始めるということは、難しいことでございますので、ケースバイケースでご家庭でお願いできればと思います。

○議長（山本智之君） 西島繁樹君。

○8番（西島繁樹君） よろしくお願ひします。あと、今回のことかなり、国単位でも気にしているということで、地方創生臨時交付金の活用等を国のほうも訴え始めていますので、その中で、ただお金だけを出すというんじゃないくて、いろんな指導というんですか、対策に配慮した避難所運営の訓練の指針とか、避難所での感染予防に関する具体的なアドバイスとか、取りまとめたものがもうじき出てくるんじゃないかなと思います。お金ももちろんこれから出てくるわけですけど、お金も出すということですけど、お金出すとおかしい言い方ですけども、発出すると思いますから、ぜひこれはこれで、幅広いというか、いろんなやり方があるわけですから、たいへんですけども、心構えというか心掛けとして、町民もそうですけど、町のほうも、いろいろと検討して準備するといいと思いますけども、いかがでしょうか。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 西島議員はお金に来るというふうにおっしゃっておりますけども、そもそもその交付金も1次では1兆円、2次では上乗せで2兆円、都合3兆円というふうに伺っておりますけども、1次についての西伊豆町に割り当てられた7,000万円強につきましては、すでに申請期間も終わっております。2次につきましても、倍来るわけでございますので、皮算用で1億4,000万仮に来たとして、国の方針が議員のおっしゃるようなそういった疾病対策、またはそういった感染症の対策に使えと言ってみたり、こんどは国交省のほうから公共交通で赤字が出てるんだったら、そこに補填をしてやれと言ってみたり、医療機関のものも国じゃなくて自治体でやれと言ってみたりしますと、来るお金は変わらないのに、これに使え、これに使え、これに使えと、すごい言われてくるわけですね。

そうすると、国が出した以上に町は出さなければいけないということにもなりますので、もし国が何に使えと言うんであれば、しっかりと紐づけとか色のついたお金を個々にいただくような形にしないと、これはもう各末端の市町は耐えられないというふうに思っておりますので、議員が言うようにお金が来ると、言葉的にはお金は来るんですけども、全く中身と金額が合っていない状況になりつつありますので、そのへんは国の与党の皆さんにもぜひですね、いろんな対策をしろと言うんであれば、それなりの予算をつけていただかないと自治体は成り立たないのかというふうに思います。

○議長（山本智之君） 西島繁樹君。

○8番（西島繁樹君） それは地方創生臨時交付金に来るから、やりなさいということじゃなくて、こういうチャンスというか、こういうのもあるわけですから、確かにあれをやれ、こ

れをやれといろいろと言ってくるけども、やりきれないよということでしょうけども、具体的にこの避難に関しては、今からあらかじめ、マニュアルがどうだとか考えていったほうがいいのではないかと思います。

次に、風力発電というか、再生可能エネルギーを利用した、独立電源型の街路灯についてですけども、確かにこれは単価が高いというか、まだこういうやりかたが新しいものですから単価が高いですけども、町長言われたように町内5か所でこれをやる所があるということと言われていましたけども、別の見方をしますと、街路灯がいくつかあって、町内にたくさんあるわけですけど、街路灯は区民というか、町民が負担していますので電気料。そうしますと負担がなくなると、街路灯組合にとっては、そういう良さがあるわけですが、町はこれはまだまだ特殊な再生可能エネルギーの街路灯というのはまだまだ特殊な部類に入るので、そんなに簡単には高いからできないよという事だと思います。だから、いっぺんにやるということではないですけども、今言われたように町内5カ所やってみるとかですね。所謂防犯がいる所というのはあると思いますので、そういう所へと、やっていくということが入用じゃないかなと。それから例えば、これ高いからって、これ例えば造った場合、町民の電気料負担というのはなくなるけども、設置負担というのは考えていますか。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野浄晋君） そのへんにつきましては、区長会との話し合いの中で電気料についてはなくす方向で、今は検討は進めているところではありますけども、ただいま議員がおっしゃるように、独立電源型の街灯を、もし1基設置した場合には40万以上がかかります。通常の防犯灯の場合でございますとLEDであっても、10万円、もうここで4倍の格差が出てきますので、じゃあこの残りの30万円の電気代を区民の負担だけでカバーができるのかということ、なかなかそうでもない。しかも、光の照度も独立型のほうが少ないというようなことになりますから、明るさも足りなくなっていく。尚且つLEDの寿命も25年通常の街路灯であれば持つのに、独立電源型のだと15年というようなことになりますので、一概にその街灯料金が払わないから、コストが安くなるだろうと言っても、結局は設置するコストに見合うかということを見ると、なかなか踏み切れない。

同じ10万円で街灯代が浮くというのであれば、それは話が別かと思いますが、そうじゃないのが事実でございますので、なかなかそこに踏み込んでいくことは難しいんじゃないかなというふうに思います。

○議長（山本智之君） 西島繁樹君。

○8番（西島繁樹君） 確かに、単価が高いということですね。新しい機械というか街路灯でするので、まだ大量に出回ってないので、高いんですけども。将来的には、こういうことを考えていかないと、街路灯組合が、電気料の負担がなくなるからいいじゃんということだけでなく、再生可能エネルギーを使うということ自体が、いいことにもなるわけですから、いっぺんにそれじゃ全部、今の街路灯、切り替えようということではないですけど、防犯灯として、各公民館とか、先ほど出ました避難所になる所の周辺に置いておけば、少しでも設置し始めれば、そのことによって、これはバッテリー充電の方式だそうですので、非常に使い勝手がいいと。停電がないという事で、風力と太陽光と両方使って充電するということですので、要するに停電ということがないわけですから、停電でけっこう台風等で困りますので、いっぺんには大変でしょうけど、学校の周辺だとか、役場の周辺だとかという所に置けば、例えば携帯電話の充電なんかもできる装置がついてるとかって今ありますので、少しずつは進めていった方がいいのではないかと思いますけども、いかがでしょうか。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野淨晋君） その太陽光パネルなどの風力を使った独立電源型の街灯については、先ほど申し上げましたように40万円近く掛かるということでございますけども、先ほど壇上でも答弁をさせていただきましたように、今年5ヵ所の避難所に太陽光パネルによる発電機能を有した、また投光器付きの蓄電機能を備えた街灯を整備するということでございますので、こういったものを増やすことによって、そういったものは解消されるのかなというふうに思っておりますので、その街灯を増やすのではなくて、各避難所にそういったものを置くことによって、携帯の充電ができたりということは、カバーできるのではなかろうかというふうに考えております。

○議長（山本智之君） 西島繁樹君。

○8番（西島繁樹君） わかりました。こういう制度というか、機械ですね、徐々にやっていくということが、広がっていくことが大事ではないかなと思っております。ぜひ、町のほうもいろいろ検討していただいて、お金がいっぱい掛かりますから、あっちこっちで。いっぺんにそれじゃ全部切替えようということではないですけども、その余地を残して進めていくというふうにしていきたいと思います。

以上で終わります。

○議長（山本智之君） 8番、西島繁樹君の一般質問が終わりました。

暫時休憩します。

休憩 午前 11 時 29 分

再開 午前 11 時 35 分

◇ 山 田 厚 司 君

○議長（山本智之君） 休憩を解いて再開します。

一般質問を続けます。

通告 3 番、山田厚司君。

7 番、山田厚司君。

〔7 番 山田厚司君登壇〕

○7 番（山田厚司君） それでは議長のお許しを得ましたので、壇上より一般質問をさせていただきます。今回私は、経済活動の再開についての 1 点に絞り質問させていただきます、よろしくお願いします

1. 経済活動の再開について

全国、全世界的に新型コロナウイルスが猛威を振るい、感染抑制と経済活動の再開の両立が課題となっています。

国レベルでは、1 日当たりの新型コロナウイルス感染者数が減少傾向になる中で、全国的な緊急事態宣言の解除も進みつつあります。

また、日本商工会議所の三村会頭は、現在の経済情勢を、「今、中小企業の多くが廃業しようかと、心が折れてしまうギリギリのところにいると思う。」と述べています。

西伊豆町は最も早く休業要請と休業補償の対応をとり、連休明けも同様の対策をしてきました。しかし、町内事業者ほぼ全て中小企業である実情をみれば、倒産などが起こった場合の社会的影響は大きいことが予想されます。地域経済への影響を、少しずつでも改善させるための経済活動の再開について、次の点について質問します。

（1）ふるさと納税の拡充策について。

西伊豆町がいち早く休業要請と他市町以上の休業補償をしてこられた背景には、近隣市町の追従を許さない程好調だった、ふるさと納税と多く蓄えた財政調整基金にあるともいわれます。

今、ふるさと納税の関連においても、様々な新型コロナ対策支援のプロジェクトがあり、

西伊豆町が当初からメインで利用している「ふるさとチョイス」においても同様のプロジェクトがあり、観光関連業者、特にホテルなどは食材や酒類、リネン類など、他業種が関連し裾野が広い業種で厳しい状況と紹介されています。

西伊豆町の該当ページをみると、従来通りの干物等の商品が先頭に並んでいます。町内の宿泊、食事、レジャー、お土産物などの観光関連の支払いがメインで使える電子感謝券を工夫して、使い勝手の良いものにして対応を図るべきと思いますが、どのように考えるのか伺います。

(2) 販売先が激減した商品等の支援について。

5月連休明け以降も、西伊豆町観光の中心的な拠点、堂ヶ島の主なドライブイン、レストラン、観光施設、ホテル、そしてシンボリックな「洞くつ巡り遊覧船」も休業を続けており、閑散としています。

また、町内にある他の観光施設も同様なところが多く、特産品ともいえる土産物を中心に販売先が激減し、ダメージが拡大しています。緊急事態宣言下では全国的にも同様で、施設の休業や観光規約の激減による返品などで在庫がだぶついているとも聞きます。

これらに対する支援策として、営業している大手スーパーなどでの割引セールやネット販売大手の楽天が、販売・支援のページをオープンするということがあります。西伊豆町においては、5月12日の全員協議会において、新型コロナウイルス感染拡大に伴う消費支援・町内出身学生（大学・短大・専門学校生）にふるさとを感じてもらうプロジェクトの提案がありましたが、地方創生臨時交付金の実地事例にもマッチし、土産物特産品の支援策だと思います。

西伊豆町にとってもPR面で効果が高く、これまでも貢献度が認められる販売先が激減した土産物、特産品などの商品の支援策を、さらに進めて欲しいと思いますが、支援策についてどのように考えているのか伺います。

(3) 直送、宅配部門の支援について。

コロナウイルスに対する緊急事態宣言により、様々な観光イベントが中止を余儀なくされたことや、観光客が来訪を自粛「ステイホーム」することで消費が低迷し、地元飲食店や、ホテルでの飲食は休業に伴い、また市場等で扱ってきた地場産魚介類、ワサビなどの特産農産物も追従する形で厳しい状況にあるとの報道も多くみられます。

危機的状況を打破しようということ、あるいは購入希望者の「欲しいものはあるけど買いに行けない。」生産者の「ものが売れない。」という課題解決の手段として、産地直送などの

配送サービス、また、飲食店などでは、お店の味を自宅で楽しんでもらうテイクアウトの取り組みを始めており、その活動を支援する自治体もあると聞きます。

はんばた市場での直送販売や、お店側からの一方通行で把握しづらいテイクアウトに関しての情報発信の取りまとめ等を、商工会と連携したなかで支援できないかと思います。町としては、公共的な立場で考えれば難しい面もあると思いますが、支援する考えはありませんか。

以上、壇上での質問を終わります。

○議長（山本智之君） 町長。

〔町長 星野淨晋君登壇〕

○町長（星野淨晋君） それでは、山田議員の一般質問にお答えをいたします。

まず、大きな1点目の経済活動の再開について。

（1）ふるさと納税の拡充策について。

電子感謝券を工夫して使い勝手のよいものとして対応を図るべきと思うがとのご質問でございますけども、西伊豆町は高齢化率が高いということは議員もご承知のことと思います。今回の新型コロナウイルスにより、感染拡大が起こりますと、特に高齢者への影響が大であり、なんとしてでも最悪の事態は免れなければならないと町では考えました。

では、年配者の命を守るためには何をするかと考えた時に、ウイルスは自然に飛んではきませんので、人の流入を断ちきらなければならない。そのためには観光を止めなければならない。観光を止めますと経済が死んでしまいますので、停止させた経済を延命させるためには、保証をするしか方法はないということで、財政指導を行っております。

今回の対応は町民の命を守ることが前提でございますので、ふるさと納税や財政調整基金が云々ではなく、それらの基金があるなしに関わらず今回の対策は行ったと思っております。

ふるさと納税の拡充について、新型コロナに関するプロジェクトが、とのことでございますが、西伊豆町ではふるさとチョイスの中で、3月からすでに新型コロナで影響が出ている干物、ワサビ、塩辛を始めとしたお土産屋さんを紹介し、支援をお願いするプロジェクトを組んでおります。

感謝券については国の指針に従い、2年前から電子感謝券にしており、その影響でたいへん苦戦をしておりますが、今後はCHIIICAの導入などを行い、今まで以上に使いやすい仕組みを構築していきたいと考えております。

次に、（2）の販売先が激減した商品等の支援について。

お土産、特産品などの商品の支援策について、どのように考えるのかとのご質問ですが、ふるさとを感じてもらおうプロジェクトにつきましては、全協にて提案はいたしましたが、ご意見を伺う中で、町の施策としては、なかなか厳しいものがあると考え、予算組はしておりません。今後機運が高まりましたら、再度検討はしたいと考えております。

お土産や特産品につきましては、ふるさと納税の返礼でも幅広く活用しており、地域商社などで、西伊豆町の商品を詰め込んだ福袋的な販売もしてくださっております。また農業者の中には市場に出ずにいる商品をネットで販売するなど、創意工夫もしておられます。町でもいろいろな面で今後も支援をしていきたいと考えております。

次に、(3)の直送、宅配部門の支援について。

商工会と連携した中で支援する考えはあるかとのご質問でございますが、一部(2)でも答弁をさせていただきましたが、町としても現状はよく把握をしておりますし、既に支援などを行っております。また、他の市町では飲食店でテイクアウトをすると、休業補償の協力が金が出ないという所もあるようですが、西伊豆町ではそういったことは全くなく、休業後の下準備も含めてテイクアウトは積極的に行っていました。役場職員もそういった事業を下支えできるよう、なるべく利用をさせていただいたところでございます。

現在は休業要請期間も解け、通常営業になっております。CHIIICAによる景気刺激や、行われなかった歓送迎会など、少しずつでも行い、町内が活性化するように努めていきたいと思っております。

以上、壇上での答弁を終わります。

○議長(山本智之君) 山田厚司君。

○7番(山田厚司君) それでは、一つ一つ質問させていただきます。

電子感謝券のことを、これでふるさとチョイスの中では、もうすでにいろいろとやってきてという話なんですけども、特にこの電子感謝券ですけども、これが今現在が3つぐらいですか、5,000円以上の寄付で1,500ポイント、それで1万円で3,000ポイント、10万円の寄付で3万ポイントですか。それぐらいのものが付くという種類があると思うんですけども、これらの中で一番の売れ筋と言いますか、それになっている傾向というのはどんなものですか。そのへんはどういうふうに把握していますか。

○議長(山本智之君) 町長。

○町長(星野浄晋君) 一番の多いのは1万円のご寄付で、3,000円の感謝券が発行されるというのが一番多いと思いますが、これにつきましては昨年もそうです、今年もそうですけど

も、西伊豆町は多少ネット上では上位で見えることはありますけど、ここ最近はほとんどその感謝券の申し込みというのは他の市町に比べるとないということでございます。

○議長（山本智之君） 山田厚司君。

○7番（山田厚司君） そうなんです。ふるさと納税は好調なんですけども、ふるさと納税で西伊豆町を選んでもらって上位に来る品目というのがだいたい決まっていまして、この品目がだいたい干物のセットであったり何のセットであったりというのが、だいたいここ何年かは変わらずきていると思うんですけども、そういったところの中で、困っているホテルであったり、宿泊施設、そういった所を支援しようかなというところを思った時に、ふるさと納税の仲介のサイト等を見えますと、直接その宿泊のクーポンに使えたりという商品がけっこう結構多くありました。

それを考えますと、それに値するのが、西伊豆町で言ったら電子感謝券なのかなと思ったんですよ。ですから、ここのところを、もう少し使勝手のいいもの、はっきり言って。西伊豆町のふるさと納税のページ、これも最近また新しくなっていて、いろいろなツアープランナーみたいなもので、いろいろ説明しているのがありました。10万円の寄付をして3万円のポイントをもらって、三島に降り立って、そこからレンタカーを借りて、こちらに西伊豆町に降り立って、約3万ポイントですね。

実際のところ10万円寄付すれば、3万ポイントぐらいのホテルに、実質2,000円の負担で泊れますよというのが、寄付する側からしたらすごく有利なポイントなのかなというふうに思いますけども。例えば観光協会に寄付した時も、支援した時もそうでした。実際の振り分けするのは観光協会に全部任せたんですけども、例えばそれが民宿とかそういったいろんな所には支援が回っていかなかったよということを考えた時に、じゃあ直接そういった所に支援が回るようなことはないんだろうかなと考えた時に、その感謝券なんかで直接回れるようになるような格好を考えてやれないか。

例えば、まずふるさと納税の電子感謝券の金額なんかも、例えば民宿なんかを考えた場合に、3万円を寄付した場合に30パーセントですから、1万円ぐらいになるわけですね。そうすると民宿には泊まれるんじゃないかというふう思うんですよ。そういった商品を検討してやってもいいんじゃないのかなと思うんですけど、そういったことをどんどん検討していくことはできないんでしょうか。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 3万円という金額を一々設定する必要はございません。1万円の感謝

券の申し込みを3本寄付すればそれで同じことですので、そういった無駄なことをする必要はないと。それと、そもそもその感謝券が伸びていた時というのは、紙媒体で送っておりました。これが総務省のほうで転売が駄目だというようなことから、うちは電子感謝券に切替えてしっかりとルールに則った方法でやっているのが、2年前からでございます。

ただ、今上位にいらっしゃるところについては、未だに紙媒体で出ているというようなことがございまして、やはり使う側の使い勝手を考えれば、そちらの方が当然有利に決まっているだろうというのは私のほうの町でわかっております。ただ、総務省のルールから逸脱したことをしますと、某4市町のようなことになって、これはもう住民の利益にはなりませんので、私達はしっかりとルールを守っているということになります。

それと、議員がおっしゃった宿泊施設の何々プランというものが上位に来ているのも、それも承知はしております。そうしますと、やはり大手さんが有利だろうというような声も聞こえてきますので、なかなか難しいということと、その時の金額と、当然その季節によって宿泊施設の料金形態が変わってきますの、なかなかその設定が難しいということもあって、宿泊施設単位でのそういった寄付の申し込みが難しいというのも事実でございます。

逆に宿泊施設の物で売ってしまうと、そこでしか使えない。ただ電子感謝券であれば、宿泊施設で仮に5,000ポイントを使って、残りの飲食店さんとかお土産物屋さんで2,000ポイント、3,000ポイントという使い分けもできますので。そちらのほうがお土産物屋さんなどについての裾野への影響はあるのかなというふうに思っていますので、一概にこれが正しいということではありませんけれども、現行のものをいかにクリックしていただける状況に持っていくかということには、知恵を絞っているところが事実でございます。

○議長（山本智之君） 山田厚司君。

○7番（山田厚司君） その件はわかりましたけど、もう一つ、この電子感謝券について提案があるんですけど、この電子感謝券の有効期限なんです。一律ですね、電子感謝券、事業開始の時から有効期限を1年としてずっとやってきたと思います。それで、これは返礼品をお返しするとい意味合いに、あるいは事務处理的なことから、これはある程度理解するというか、仕方がないのかなと思っておりますが、今のふるさとチョイスのページ上でも、コロナ禍が落ち着いたら西伊豆町にお越しく下さいということ、PRというか、そこで言っているわけなんです。そういったことを考えますと、いろんな手続き上のことはあるかとは思いますが、この有効期限を、できるだけ延長するということではできないものなのか。そのへんのところの考えはどうでしょうか。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野浄晋君） この件につきましては、来町をご遠慮いただいた時点で、ふるさとチョイスさんと連携をした中で、すでに感謝券をお持ちの方については半年間延長するという
ことで、決定をしておりますし、またお持ち方、誰がどんだけ使って残ってるのかというの
は把握できておりますので、そこには半年延長しましたという通知を出させていただいてお
ります。

○議長（山本智之君） 一般質問の途中ですが、暫時休憩します。

再開は、午後 1 時とします。

休憩 午前 11 時 56 分

再開 午後 1 時 00 分

○議長（山本智之君） 休憩を解いて再開します。

一般質問を続けます。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 先ほど山田議員が質問した感謝券の延長につきまして、改めて確認を
しましたところ、4月2日時点で平成31年の4月1日から令和元年8月31日に寄付をされ
た方には、これはもう期限が1年ですから切れるわけでございますけども、この中において、
なかなかその旅行ということで西伊豆にはお越しにいただけないということもありますので、
その返礼した感謝券につきましては、残ポイントは1,000ポイント以上ある方15人いらっ
しゃったんですけども、まず半年間の延長をさせていただいたと。

ただ、その中において、やはりこれがいつまで続くのかというようなこともありますし、
西伊豆町がやったことによって、トラストバンクをご利用になっているその感謝券を使っ
ている自治体などからも、いろんな問い合わせがあった中で、トラストバンクさんと相談した
うえで2020年3月1日以降の有効期限をお持ちのこの感謝券のポイントを持たれている方
につきましては、当初の有効期限よりも、1年後の期間ということで期日を変更しておりま
す。ですので、平成31年4月1日に仮に納税をしていただいた方につきましては、令和3年
の4月1日まで有効期限が延びたということでございます。

○議長（山本智之君） 山田厚司君。

○7番（山田厚司君） 次の質問にいきます。今トラストバンクさんというところで、いろい

ろと話がありました。ふるさとチョイスも、CH I I C Aも、トラストバンクさんと一緒になってやっていっている事業なのかと思いますが、先ほど答弁の中にも、CH I I C Aを使って、いろんなことで支援という話もあったんですけど。CH I I C Aを使って、このふるさと納税の拡充とか、そういったことではどういうふうなことが考えられるのかというのは、具体的な案として考えていることというのはありますか。そのへんはあったら教えてもらいたいと思います。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野淨晋君） 今、課内でも検討はしていただいているところでございますけども、CH I I C Aであれば町内 109 店舗、またちょっと増えましたんで、110 何店舗使えるんですけども、この感謝券の制度自体が町内で作った物とか、町産品という物の購入であれば可能なんですが、要はどこでも買えるものは駄目なんです。そうすると、感謝券であれば感謝券取扱店については、町のほうで指定はできるんですけども、その枠よりも大きい枠がCH I I C Aの利用であります。要は宇久須のセブンイレブンもCH I I C Aは使えると。

そうすると、感謝券をお持ちの方がセブンイレブンで使えるということになると、それは地域振興にあたらないということを総務省が言った場合、ここはルール上アウトになるわけでございますので、そのすみ分けがなかなか難しいんじゃないかなということもあります。

それと、カードでございますので、転売が安易にできるんじゃないかというのが総務省の見解です。ただ、このQRコードにつきましては、読んでみないことには中にいくら入っているかわからないということでございますので、町としては転売ということにはあたらないと思うんですけども、そのへんの見解を、今総務省とトラストバンクさんのほうで、いろいろ折衝していただいているのがあります。

じゃあ、取り扱い店の所については、西伊豆町産の物以外のものを扱ってる所は、CH I I C Aの感謝券以外の対象としなければいいんじゃないかというような逆の発想でいきますと、じゃあカードで見分けができるようにするためにはどうしようかと。今、夕陽の田子島とメガネッチョが写っているのがありますが、それを感謝券であれば違うものにしてしまえば、このカードはセブンイレブンでは使えないんだというようなすみ分けができるんじゃないかという検討はしておりますが、いずれにしても総務省のほうで、そのことに対してOKと言っていない限りは、町としては危ない橋は渡れないので、検討はしておりますけども状況としてはそういうことでございます。

○議長（山本智之君） 山田厚司君。

○7番（山田厚司君） それでは次の質問に移っていきたいと思います。

販売先が激減した商品等の支援ということで考えて質問したいと思いますが、この質問の中で、やはりふるさとチョイスの事業者支援の特集ページ、この中で非常に困ってますよというふうな中の一番最初の所に出てくるのが特産品のワサビの業者で、非常に困ってますよと。卸すところもない、販売先もない、しかも出荷できない、苗の植え付けもできないよという所で、非常に困っているよという情報が多々載せてありました。

思い起こせば、この伊豆の水ワサビということに関しては、所信表明の時に町長が、西伊豆町の流通を増やそうということで、たしか200万ぐらい補助を出してということで、いろいろと表明していたと思うんですけど、そここのところの進み具合といいますかそういったものが、どうなっているのかというか、こういったワサビの業者の支援にも繋がるのではないかと思いますけども、その担当の部署に聞いてみたんですけども、その部分は産業建設課がやるんじゃないかとか、課によっていろいろと言うことが若干違ったんですけども、そのへんの進み具合というのはどういうふうになっているんでしょうか。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 二つのことをいっぺんにお話をされると、話がごちゃごちゃになります。まずトラストバンクさんのほうにつきましては、要はもう首都圏への出荷がもうないと。首都圏の飲食店が軒並みやっていない。若しくはいろんなお店が売り上げの影響があつて、仕入れがないというようなことがあります。その減少。それについてはトラストバンクさんのほうでお願いをしています。

200万の件につきましては、これは町内の旅館、または飲食店が対象でございますけども、そもそも旅館も飲食店も自粛要請で止めています。ワサビが売れるということはありません。わけでございますので、その200万については、今のところ動いていない。これから自粛要請が今解除されていますけども、ここからお客さんが来ることによって、そういった民宿やホテル、旅館、飲食店の所で町内産のワサビを使っただけのらであれば、「はんばた」を中継することによって、町のほうが半額を補助するというところでございますので、二つのことは別々でございますので、分けて考えていただければと思います。

○議長（山本智之君） 山田厚司君。

○7番（山田厚司君） わかりました。だとしたら、じゃあ「はんばた」のほうでちょっとお聞きしたいんですけども、「はんばた」が確かに期間が変わりまして、3月からいろんなコロナからの影響がいろいろありまして、オープンが遅れましたと。5月22日に「はんばた」が

オープンすることになった時に、あそこにもワサビの業者さんが出店していると思うんですけども、それに対してどういった補助をつけるとか、そういったことというのは実際あったものなんですか。そのへんはどうなんですか。買う側としたら、以前はそのワサビを補助するということになっていたのが、あれはどこに行ったんだろうかというふうなことも思う人もいるかもしれませんが、そのへんはそうなんでしょうか。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野淨晋君） 一般販売については、そこに書いてあるラベルの値段でございます。

それは先ほど言いましたように、ホテル、旅館、民宿、飲食店さんが購入される時、しかも町内のワサビ農家さんということが限定でございますので、できればワサビ農家さんがうちのワサビを使ってくれということで、営業していただいて、「はんばた」を通過すれば、半分町が補助するというところでございますので、なんでもかんでも町のほうでやるということではなく、各々の飲食店さんも、販売業者さんも汗をかいていただければ、町の方が補助をするという形でございます。

○議長（山本智之君） 山田厚司君。

○7番（山田厚司君） じゃあ、最初にその町内の流通の話であった時には、一般の住民が買った場合には、その補助がつかないという理解でよろしいですか。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野淨晋君） 理解も何も、そういうもので進んでいるのは、議員の皆さんも予算が通っている時点でそういう説明をしているから、ご存知じゃないんでしょうか。

○議長（山本智之君） 山田厚司君。

○7番（山田厚司君） わかりました。そのへんは私だけがちょっと少し勘違いしてたみたいだと思います。次の質問にいきます。それでは、その販売先が激減した商品等の支援についてのことなんですけども、これ地域商社も含めて、福袋等も考えてという話もありました。しかしながら、先ほど来CHIIICAという話があったんですけども、そのCHIIICAということを考えますと、例えばその宿泊に関しては「バイ・シズオカ バイ・ヤマナシ」というふうな案を出しているんですけど。例えば伊東市では、ヤフーのショッピングを利用してネット上に伊東の特産品市みたいなものをオープンして、そこ特産品販売の部分、その割引クーポン部分を補助して、販売を促進するという試みをやっておりますけども、そういったものというのは考えられないんでしょうか。その点どうでしょう。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野淨晋君） たいへん申し訳ないんですけど、一回交通整理をさせてください。C H I I C Aの件の話を聞きしたいのか、伊東市の件をどう考えているのか聞きたいのか、それとも福袋を聞きたいのか。もういっぺん質問していただきたいと思います。

まず福袋につきましては、考えているのではなくて、すでに行っておられます。C H I I C Aについては、今、行っているとおりで、今議員がおっしゃったように、「バイ・シズオカバイ・ヤマナシ」のやつでも使っておりますし、住民一人当たりの1万円相当のポイントのついたC H I I C Aをお配りをさせていただいたところでございます。

伊東市の件につきましては、よく詳細を存じ上げておりませんので、質問の際にもう一度お願いできればと思います。

○議長（山本智之君） 山田厚司君。

○7番（山田厚司君） 今後考えられる支援策として、そういったことは考えられないかということであります。

○議長（山本智之君） 山田議員、もう少し具体的に。

○7番（山田厚司君） 伊東の場合は、ネット上において特産品市のモールを作って、そこで10パーセント、20パーセントの割引の部分、割引クーポンの部分支援するというふうなことでやっているという話であります。そういった所で、そういった販売先が激減した商品等の業者さんにもっと出てもらって、そういった所を支援するということはできないのかという話です。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野淨晋君） 実際、伊東市さんがそういったポイント還元のところを市でみておられるかということとはわからないので、なんともお答えのしようがありませんけども、干物のみで限定で言うのであれば、当然ホテルさんも今停まっている状態ですので、販路については減っているとは思いますが。ただ、ふるさと納税の部分は増えておりますので、そんなにびっくりするほど打撃があるのかということを見ると、ちょっとそこはなかなか難しいのかなと。他の業種については、そういった販売に対してのポイント還元を町にしてほしいというような要望も今のところ来ておりませんので、個別に対応はされているのかなというふうに思います。できれば、商工会さんとかいろんな団体を通じて言っていただければと思いますが、個々に対して、あなたのところはそういうことをしますよということをするとは、町の方ではなかなか言えないということでございます。

○議長（山本智之君） 山田厚司君。

○7番（山田厚司君） それでは最後の部分のところで、直送と宅配のところでちょっと質問したいと思います。実際のところ、職安のほうにも聞きましたんですけども、西伊豆町には、やはり都市部にあるような専門のデリバリーの業者というのは実際ないみたいです。逆にテイクアウトを实际やるという店は、今のところそんなに多くはないよというような話を聞きました。しかしながら、新型コロナの感染拡大に伴い規制緩和されてきたということということで、タクシーの業者が、貨物運搬の許可ですか、こういったもの取得して、タクシーがデリバリーをやったり食料品の運送をやったりということをやっているという報道を目にするようになりました。これから先々について、タクシーの業者さんもそんなに多くはないですけども、そういったところが、そういった試みをする取り扱いをするというふうになった時には、西伊豆町もそういったところに支援をするという考えはありますでしょうか。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 都心で行われておりますウーバーイーツ（Uber Eats）につきましては、各市町がではなくて、国の施策の方で補助金がたぶん下りていると思いますので、我々のやることではないのかなというふうに思います。この下田賀茂郡下の中におきましても、テイクアウト、若しくはお休みの会館の駐車場を使って、ドライブスルー方式のデリバリーをやったりというような所はありますけども、皆さん自治体がお金を出してくれないんで、どうにか頭をひねってそういうのをやろうという所が多いようでございます。

悪くいうと、ほか団体からは西伊豆町はお金を出しすぎているからやらないんじゃないかというような批判もありますので、できれば飲食店さんを始め、商工会の皆さまが知恵を出していただいて、やっていただければありがたいと。ただ西伊豆町内がテイクアウト全然やってないわけじゃなくて、やられている店舗もあるので、壇上で申し上げさせていただきましたように、職員始め、購入できる方については、なるべく利用するようにということを促しましたし、私も率先して買わせていただいたところでございます。

○議長（山本智之君） 山田厚司君。

○7番（山田厚司君） 確かに西伊豆町は、そんなに多くないというのも聞きましたけども、情報の発信として全国的な繋がりとして、SNSの投稿なんかでハッシュタグをつけて広めるというふうなことの試みもあるようですけども、そういったものを一つにまとめるということを、今後、確かに商工会がやってくればいいんですけども、そのへんを少し推進していくということはどうでしょうか。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 都会でやられているものをすべて西伊豆町ということは無理です。議員が今ハッシュタグ何とかということを行いましたけど、じゃあ町民の方にハッシュタグ何とかと言ったときにどのぐらいの方たちがそれを理解して閲覧をされるのでしょうか。なので、そういうことも網羅して考えないといけないわけですから、うまくそういった西伊豆町にとって一番何が有益なのかを考えて、町のほうとしては施策をしておりますし、また、町内の皆さまが頑張られるのであれば、それは当然応援するのは役場として、やらせていただきますけども、そのへんをうまく加味していただかないと、都会でやっているから、ほら西伊豆町でもどうぞということにはならないということをご理解いただければと思います。

○議長（山本智之君） 山田厚司君。

○7番（山田厚司君） はい、わかりました。それでは最後に1つだけお願いします。この一連のコロナ関連について、ほかの所の自治体の人からもよく言われるんですけど、西伊豆町は盛んに進んでよくやっているというようなことをよく言われるんですけども、今、盛んに出口戦略だとかアフターコロナとかいろんなこと言われていますけども、この先、西伊豆町がさらに先、今最後に出たのが、「バイ・シズオカ バイ・ヤマナシ」とかいうものが出ましたけど、この先、国の方でも先ほども出ましたけども、2次補正のというものが出ました。ああいうものを踏まえて、この先さらに考えているようなことがあるのでしょうか。それとも、これから国のほうに要望している、思っていることがあるのかということがあったら、教えていただきたいと思いますが、そういうのはありますか、構想として。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 国の2次補正につきましては、まだ閣議決定をされただけで、国会にも提案されておりませんので、詳細については、私は答える立場ではないところでございます。国のほうに要望しておりますのは、いろんなメニューを考えて云々ではなくて、真水で丸太をくださいということをお願いをしてあります。そうしないと各市町によって、政策も状況もまちまちですので、なるべく使い勝手のいい状況で交付金を出してほしいという願をしております。

出口戦略についてのご質問でございますけども、全協の中でお話をさせていただいたように3億円の中の約7,000万円が今余ったと言ったら変ですけども、対応をしましたけど、それだけ浮きましたので、そのうちの2,230万については、富士山キャンペーンを打たせていただきたいと。

残りにつきましては、合同キャンペーンに併せて大型の団体旅行さんの誘客、そして残りの部分につきましては、インターネット上で取引を行う旅行会社OTA（オンライン・トラベル・エージェンシー）などで割引を出すなどして、観光誘客に務めたいというふうに思っておりますが、首都圏部分の感染者の数が増えたり減ったりする現状がありますので、このタイミングはうまくやらないと、もしかすると感染されている方を呼び込むことになりますので、タイミングを計りながらそういったものは実施をしていきたいと思っております。

○議長（山本智之君） 山田厚司君。

○7番（山田厚司君） 以上で私の一般質問を終わります。

○議長（山本智之君） 7番、山田厚司君の一般質問が終わりました。

暫時休憩します。

休憩 午後 1時22分

再開 午後 1時26分

◇ 堤 豊 君

○議長（山本智之君） 休憩を解いて再開します。

一般質問を続けます。

通告4番、堤豊君。

1番、堤豊君。

〔1番 堤豊君登壇〕

○1番（堤 豊君） ただいま議長のほうから、壇上より一般質問のお許しを得たので質問をさせていただきます。

私の一般質問につきましては、件名1. 新型コロナウイルスへの対応について。件名2. 町民を守るための予算について。ということで、一般質問をさせていただきます。

（1）今後、国・県との連携について。

2020年1月に、中国・武漢で最初の病例が報告されてから、瞬く間に全世界に広がっていた新型コロナウイルスです。

3月11日、WHO（世界保健機関）、この「陰」を、健康の「健」に訂正願います。

世界保健機関が「パンデミック（世界的流行）」を宣言。5月10日時点、世界各地で404万

人超が感染、死者数は約28万人であり、収束する気配もなく日々その数が、増加していると報道がされていました。

日本においても、すでに報道報告されている通りです。これまでに、リーマンショックや東日本大震災など、数々の苦難を乗り越えてきました。今回の「コロナショック」により、経済活動が停止するなど、経験したことのない事象が想定外の規模で膨らんでいます。

以上を踏まえて質問します。

①今後も厳しい苦境の経済環境が、続くと思います。

未曾有の危機を乗り越える為にも、国・県の支援、指導を受けることが、重要であると思います。町長のお考えはいかがでしょうか。

②インバウンドの減少や、政府の外出自粛要請などを受けて、宿泊、飲食サービス業などは、壊滅的な打撃を受けました。西伊豆町の対応は全国的に見ても、スピード感を持った行動が感じられました。町長の毅然とした考えの根拠は、どのようなものから来たのでしょうか。

(2) 休業要請事業者への対応について。

第1次、4月11日から5月6日、第2次、5月7日から5月17日に休業要請がありました。町全体で趣旨を理解し、かつ、協力体制が組まれたと思います。休業期間中に、当町で新規の新型コロナウイルス患者が、出なかったのは、幸いです。

行政も、早い支援策を実施して頂いたと思います。

休業を余儀なくされた多くの事業者は、国民の命、町民の命、健康を守るために多くの犠牲を払ったと思います。

以上を踏まえて質問します。

①今後、休業事業者への国・県・町の協力金や補助金などの支援が必要となります。

町は、緊急事態宣言解除後の対応をどのように考えているのでしょうか。

②町民への正確な情報発信。行き過ぎた自粛ムードの払拭。

税金、公共料金など、納付猶予を希望する声がありますが、町は何らかの対応を、考えているのでしょうか。

件名2. 町民を守るための予算について。

(1) 令和2年度予算の組み換えについて。

新聞報道で発表されている経済予測は、厳しい内容が多いです。世界中で企業の破綻や、失業が増えるなど不況の長期化が懸念されています。

住民の生活を守るため、企業の倒産を防ぐ為にも、休業補償、雇用対策、所得補償など、町の課題は多いと思います。

令和２年度の西伊豆町当初予算は、ふるさと納税（寄附金）を３億円で計上していたものを、「近年の動向を踏まえ、１０億円の寄附金とし、現実に即した予算を組む」としています。

一般会計予算は、約６９億円で前年度当初予算比１０億３,６００万円と大きい増額の予算となりました。内訳をみますと、自主財源ベースで約３４億１,５００万円、依存財源ベースで約３４億８,０００万円であります。

以上を踏まえて質問します。

①近年の動向をふまえて、現実に即した予算を組んだと説明がありますが、今般の「新型コロナウイルス」感染症に伴う、緊急事態宣言発令、金融市場では経済損失の拡大が懸念される中、１０億円の寄附金を集めるとの期待は、厳しいと予想されます。当初予算の説明時、寄附金１０億円が入らなかったら、３月補正予算で減額すると町長は言ってましたが、現在の状況では、いかが考えるでしょうか。

②自主財源の内訳をみますと、寄附金約１０億円、繰入額約１３億４,１００万円、町税８億５,０００万円他を見込んでいます。依存財源の内訳をみますと、国・県から交付される地方交付税約２２億円、国庫支出金約４億７,２００万円、県支出金約３億３,５００万円他を見込んでいます。

依存財源については、国・県が判断することかもしれませんが、事業の見直しにより、減額されることはあるのでしょうか。

（２）当初予算の事業見直しについて。

森林整備事業、産業振興拠点プロモーション事業、移住定住促進事業、文教施設等整備事業、防災・減災対策、道路施設の長寿命化対策と盛り沢山の事業が計画されています。どれも重要な事業と考えます。

以上を踏まえて質問します。

①今般の「新型コロナウイルス」緊急事態の中、重要度高いものから、事業計画を推進していくと思います。先送りできる事業、無理をしない事業についても検討していただきたいと思います。町長の考えはいかがでしょうか。

以上で、壇上よりの質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（山本智之君） 町長。

〔町長 星野浄晋君登壇〕

○町長（星野浄晋君） それでは、堤豊さんの一般質問にお答えをさせていただきます。

まず、大きな1点目の新型コロナウイルスへの対応について。

(1) 今後、国・県との連携について。

①未曾有の危機を乗り越える為にも、国・県の支援、指導を受けることが、重要であると考えがいかがかとのご質問ですが、現在の国の支援では全く足りていないと思います。特に全国の観光地は2月からその影響は既に出ており、2段3段の支援がなければ立ち行かなくなってしまうと思います。

次に②の当町の毅然とした考えの根拠はとのことでございますが、副町長以下、良き職員に恵まれていることが最大のポイントだと思っております。

次に、(2) 休業要請事業者への対応について。

①町は緊急事態宣言解除後の対応を、どのように考えているのかとのご質問ですが、休業要請についての保証に関しましては、他の市町に劣らないほどいたしました。これ以上につきましては、ぜひ国・県にお願いをできればと思います。アフターコロナについては、すでにCHIIICAを配布し町内経済の刺激を行っております。また、観光誘客事業には、7,000万円を充て、巻き返しを図りたいと思います。ただ、コロナが完全に収束していない状況で外から人を呼び込むことが良いのか、というジレンマもございます。

次に、②の正確な情報発信、行き過ぎた自粛ムードの払拭、税金、公共料金などの納付猶予を町は何らかの対応を考えているのかとのご質問でございます。

正確な情報発信につきましては、「広報にしいず」での情報発信のほか、4月1日を皮切りに「町からのお願い」など、6通の各戸配布を行っております。原稿についても配布2日前時点での最終校正を行ってまいりましたので、タイムリーであり、適切な情報が発信できていると思っております。

次に税金の納付猶予でございますが、4月1日付で地方税の猶予制度のチラシを作成し、町内全世帯に各戸配布をいたしました。内容は1年以内の期限に限り、徴収が猶予され督促や延滞金が免除されるというものでございますが、これまでに4件の徴収猶予を許可し、5件の相談を受け付けております。

水道、温泉料金につきましては、減免措置は行っておりませんが、支払いが困難な事業がある方については、その置かれた状況に配慮し、支払の期限や方法、また機械的な給水停止の回避など、柔軟な対応を取るようしております。

次に大きな2点目の町民を守るための予算について。

(1) 令和2年度予算の組み換えについて。

①の寄付金10億円が入らなかったら、3月補正で減額すると言っていたが、現在の状況でいかが考えるかのご質問ですが、ふるさと納税につきましては、今後どうなるかわかりませんので、減になるようでしたら、年度末の時点で補正を行いたいと考えております。

次に②の依存財源については、事業の見直しにより、減額されることはあるのでしょうかのご質問ですが、依存財源につきましては、増額も減額も考えられます。

次に（２）の当初予算の事業見直しについて。

新型コロナウイルス緊急事態のなか、先送りできる事業、無理をしない事業についても検討していただくとありますが、お考えはとのことですが、すべてが西伊豆町にとって重要なものでございますので、既存の予算をしっかりと執行し、加えてコロナ対策も行っていきたいと思っております。

以上、壇上での答弁を終わります。

○議長（山本智之君） 堤豊君。

○1番（堤 豊君） どうもありがとうございました。せっかく一般質問の時間を頂きましたもので、少しずつ再質問したいと思っております。今回のコロナ騒ぎというので、コロナというのはどんな病気なのかと思って、時間が今回は約1ヵ月近く自宅謹慎ではないんですが、うちにいて本も腐るほど読んで、勉強しまくったので、ちょっとご披露じゃないんですけど、その中で質問していきたいと思っております。

まず1番目に、1918年スペインで発生時、世界の死者数は約5,000万人亡くなったということです。日本でも、第一波27万人、第二波は19万人と日本国内でこのスペイン風邪の時、約46万人の方が死亡したというものが残っています。これは慶応大学の名誉教授の歴史学者によるものです。こういう中で何が起きたかと言うと、経済の不況が発生したということです。

2番目に1918年の後には、今度は1929年に世界大恐慌が発生しました。これについても、アメリカから始まったものでして、もう日本にも広がって経済大不況が始まったということです。これから近づいてきます。2009年1月から3月リーマンショック、皆さんも10年前ですから覚えていると思いますが、リーマンショックが起きまして、世界経済は大きな数字ですが、マイナス17.8パーセント減少という状態でございまして、大きな世界恐慌に近いものが起きたと。

今般のコロナショックは私が説明するまでもなくご存知のように、世界的影響があった。日本の経済も民間予測によると、約マイナス20パーセントぐらいにまで低下するぞという脅し文句みたいなものがありました。

ここで質問させていただきます。これに伴い日本全体が深刻な景気の後退局面に私は入るんじゃないかと思いますが、それについて町長、いかがでしょうか。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野淨晋君） 景気の後退局面というふうにおっしゃられますけども、あまり前進していたというふうに考えておりませんので、今まで以上にとても悪くなったということではなかろうというふうには思います。

○議長（山本智之君） 堤豊君。

○1番（堤 豊君） これについては外れることを期待しておるんですが、こういう先ほどちょっと歴史的にこういうものがあつた。こういうものがって、今まで聞きましたけど、こういう今、あとで後ほど質問しますけど、国のほうでも印刷しまくって、今お金をばらまいているような状況が今始まりましたけど、こういう後に何が起きるかと言うと、必ず今までの歴史を見ますと、経済不況が起きているんです。従って、ちょっと町長のお考えを聞いたわけですけども。

次にいきます。緊急事態宣言が解除されました。これは5月の下旬で皆さん知ってのとおりです。やっと解除されたな、ということでした。そんな中で、感じたことをちょっと申しあげますが、これも人は自由の制限をされると反発し欲求が高まる。待ってましたとばかり、動きが活発化する。心理的に危機感が薄くなると、人は町に出かけ、旅行に出かけ、宿泊、飲食、買い物をする。この結果、コロナのもし、夏場ですからあれですけど、第2波はたぶん今までの歴史を見ますと、この秋口ですか。10月、11月、12月第2波がやってくるという期間があると思います。

そういう中で、この解除後の動き。例えば今日の東京の動きというのでありましたが、なんと東京都のあれを見ますと、一番多く県外流出したのが静岡県に約19パーセント、山梨県がこれを見ますと16パーセント。そのほか東京近郊の千葉県とかそういうのも含みますが、なんと今回のこの解除後の動きの中で静岡県のどこという地域まではテレビとかそういう報道はありませんでしたけど、とにかく静岡県にどっと来たよということでございます。何を言いたいかと言うと、先ほど言ったように解除後のありますと、みんなもう、今まで我慢していたものをうっぷんを晴らすじゃないですけど、当然、町長が言っているのとおり、この山梨県は我々静岡県と非常に仲もいいですし、海なし県ですから、海に対して彼らもあれがありますから、それについて今回の、支援策をやりたいへん良いことだと思いますけども。

今言った解除後の動きというのが、政府が言っていることとちぐはぐな動きというか、我々

西伊豆町が今まで守ってきた覆いというのが、どうも崩れるんじゃないかということを私は懸念しています。ちなみに、自分自身が体験しないと駄目だと思って、先週土日、お客さんがほとんど来ませんでしたけど、自分が番頭を二日間やってみてわかりました。約半分はもちろんあれでしたけど、半分は実は神奈川とか、東京の車はあまり見かけません。神奈川の車が非常に多くこちらに下っていました。そんなようなことで、この解除をされた後、この動向が非常にこの当局と言うか国がしているものと違うような緊急事態解除が、コロナ騒ぎのそういうのが、また再発するような動きが私は感じるんですけども、そのへん町長いかがでしょうか。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野淨晋君） どなたかに答弁を変わっていただきたいというふうに思いますけども、何を聞かれているのかが全くわかりません。第2波が9月というふうにおっしゃられますけども、何を根拠に9月と言われているのかもわからない。国と言っていることがちぐはぐとは言いますけども、国は緊急事態宣言を解除しているわけですから、もう自粛はないんですよね。しかも強制力もないんですよ。日本の法律上、誰がどこに移動しても全く関係ないんですよね。

ただ、西伊豆町としては、やはり静岡と山梨は行き来はしましょう。でも、東京、神奈川はちょっとまだわからないので、やめましょうということではっておりますけども。じゃあ来た人に帰れと言うわけにもいきませんし、昨日のお便りにも出させていただきましたけど、神奈川ナンバーでも実は西伊豆町に住んでいる方もいるわけですので、一概にその人が絶対に神奈川県民かも知らない。

議員は観光誘客をしろという立場だと思うんですけども、来れば来るなと言ひ、来なければ来いと言ひ、何を言いたいのか全くわからないので、答弁ができませんから、わかりやすく質問をしていただけないでしょうか。

○議長（山本智之君） 堤豊君。

○1番（堤 豊君） 回りくどい質問をしているのでたいへん申し訳ない。単刀直入にずばっと言うのが一番いいのかもしれないんですけども、こういう動きがあるんだよということを町長にお知らせしたかったもので。

もちろん町長が言ったように、この西伊豆町の場合は基幹産業である観光なんだってことで、それは当然私も家業としてやってわけございますから、それは頭にある。ただこういうこの世の中の動きが非常にその、考えていることと違うような動きというんですか。解除

して当たり前のことなんですけど、静岡県に一番いきなりどっと来出したよと、そういうものが来るな来るなということは当然できないわけだし、みんな我々も町内みんな縄もはずしました。どこでも好きな所に車を停めてください。みんなそういうような状況ができたわけなんですけど、ただそれをやっぱり防止するとか、そういう考え方を持った形でやっていかなければ、やっぱりまたそういうコロナ騒ぎじゃないけど、今度はみんな、この場はマスクは外していいということマスク外してますけど、みんなもマスクを外して、もうやりましょうかというところまでね。ただ、今言ったように当然これは3密とかそういうのがあるから、みんなマスクをしているわけなんですけども、そういう意味で今私は質問したわけです。

次に行きます。

これは経済の関係で次の質問にさせていただきます。昨日、一昨日ですか、熱海市の経済損失の記事が出ていました。3月は前年同期比約マイナス40パーセント減、4月は前年同月比約マイナス82パーセント、5月前年同月比95パーセント、熱海市の経済損失。4月から5月20までの間、休業要請期間中、稼働率は熱海が約5パーセントという報道がされました。それに伴いまして、西伊豆町でもこの3月4月の私が言った宿泊客数の減少とかそういうのは、もちろんこれ観光協会が調べていると思うんですけど、減少したと思いますが、その集計の結果とか集計状況とか、何かもしわかったら、教えていただきたいんですが、いかがでしょうか。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野淨晋君） 通告にございませんので。集計結果の数字はございません、今ここには。ただ既に議員には、全協の時に集計結果はお出ししているかと思しますので、その数字をもとに質問をしてください。

○議長（山本智之君） 堤豊君。

○1番（堤 豊君） これは私持ってないので、今質問したんですけども、いずれにせよ熱海市のこういう状況と、熱海もこれからがんがん県外からとか、神奈川、東京から復活しますから、病気とそっちの話をするとどちらが質問なのかということになりますから、私はそういうことを心配しているから質問したわけです。

とにかく、今回このコロナの影響によって何を言いたいかというと、経済損失、お金の単位にしたとき、ものすごい我々西伊豆町もそうです。今回補助金たくさんいただいて早い決断でね、助かった人たちがたくさんいるわけなんですけども、これで町長の考えもあれだ思うんですけど、補助金事業とか終わって、さあ第2波が万万が一、コロナがまた、先ほど

9月、すみません。10、11月、冬になってから第2波が来るんじゃないかという言い方を私にしたと思ったんですけど、そういう時に、西伊豆町のこの予算というかお金のほうの質問するんですけども、そのへんが国とか県が第2段のそういうものが来るのか、お金の補助というか助成が。そのへんを懸念している。そうなった時に我々西伊豆町が単体でこの苦境を乗り越えなければならぬ。そのへんで町長の考え方というのをさっきから聞いたわけです。誘客に向けた活動もほとんどのようには開始した。ただ、まだ6月は、ホテル関係は半分は休んでいます。実質的には7月からやってみようじゃないかということで、お客さんそのものがうんと減ってますもので、そういう状況であります。

次の質問の再質問をさせていただきます。

インバウンド（訪日旅行）の依存した観光客、インバウンド、もちろんもう当たり前のことですが、外国からはまだ今のところ日本の国はノーという形で進めています。従いまして一気に中国とか、台湾とか外国の人が日本の国に来るということは当面難しいと思われます。従って国内の観光を中心にこれから我々はやっていかなければならないという事です。今回山梨県との近隣の人たち、いろいろ補助金とそういうのでやっていくということですけど、そのへんについて町長は山梨県と提携を結んでということなんですけど、その売り込みのやりかたを、山梨県との連携のあれをどういうものか、もう少しわかったら教えてもらいたいですけど、いかがでしょうか。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野淨晋君） 山梨県のものにつきましては、静岡県知事が静岡モデルというものを作られまして、静岡県内の移動は静岡県民はいいだろうと。ただ中部なんとか知事会かなんかの所で、長野、石川、ですかね、そこは合意ができなかったんで行き来はしないと。あと中京3県の愛知、三重、岐阜についても合意が取れなかったんで行き来はできないと言っておりましたが、山梨県の長崎知事とは合意ができたので、その行き来はしましょうということで、「バイ シズオカ バイ ヤマナシ」ということで先週の金曜日かなんかは知事も山梨にお出かけになってサクランボを買ってこられたというようなことがありますけども、そういった流れを汲んで、静岡県も関東に近いんで、できれば関東圏の誘客はしたいんですけども、先ほど言いましたように、どうなるかちょっ、とかわからないし、もし万万が一そういうのを引き当ててしまった場合には、医療崩壊とか、この地区での拡散ということも懸念されますので、まずは静岡、山梨のお客さんに来ていただこう、これは町民も対象です。その中で中京圏の3県とも今後連携を県がするというのであれば、そういったところの誘

客も図りたいというふうに思いますけども、いかんせん誰がお持ちになられているのかもちょっとわからないというのが、今回の新型コロナでございますから、日本国民であればどなたでも来てくださいということは、今は言えないということでございます。

議員は第2波が9月じゃなくて10月、11月、12月と言われましたけども、仮に北九州とかすでに起こった北海道のような状況が今後東京、神奈川、大阪などで起こった場合は、たぶんこれが第2波になってくるんだろうと思いますので、秋口以降の寒い時期のことの限定ではなく、へたをすれば夏にも第2波は来る可能性はあるということは町の方としては、懸念はしておりますので、そのへんも注意して誘客はしなければいけないと思っております。

○議長（山本智之君） 堤豊君。

○1番（堤 豊君） 今回のこれで、新聞に毎日、県内がどうだとか、全国でこういうあれがコロナの人数が死んだとか、こういう人が発症したとかあるんですけど。私もちょっとびっくりしたんですけど、この県東部のもちろん新聞ここで、今日も最新版のほう持ってきたんですけど、この県の向こうのなんですけど、中部、西部のなんですけど、県東部でこのコロナのあれで全然出てなかったは河津町、東伊豆町、伊豆市、伊豆の国市、函南町はコロナ感染がゼロなんですよね。これについて、我々西伊豆町もね、たった二人という表現をしていいのかわかりませんが、二人でした。松崎は一人、下田も一人という形で、南伊豆は3人でしたけど、この感染がゼロだった今言った河津、東、伊豆市、伊豆の国市、これが町長のもとにこういうことをうんと気をつけたから来なかったんだとかそういう情報とか何かあったら、教えてください。

○議長（山本智之君） 堤議員に申し上げます。通告書に沿った再質問をしてください。それは今の通告は、通告書何番のどの項目になるのか。それでないと答弁ができません。

○1番（堤 豊君） 今コロナの関係でしたので、その関係でコロナのちょっと質問したんですけど。だめなら答えなくていいです。

○町長（星野浄晋君） これはですね、どの町がどれだけのことをやったとしても、来てしまうものは来てしまうんですよ。堤議員みたいな考えをすると、コロナ差別的な発想になってくるんで、私達はそういうことは考えたくないですけども。だいたい基本的には関東圏にお出かけになったとか、そちらにいらっしゃる方が来たというのは、この伊豆半島南部、これは熱海市も含めてですけど、そういう状況じゃないかというふうに分析しています。ですから、行かなければもらって来ないし、来なければ落とすこともないということなので、伊豆市、伊豆の国市、河津町、東伊豆町の皆さま方がたいへんお気をつけになられたのかもし

れませんけども、たまたま来た方からもらわなかっただけなのかもしれません。実は持っている方が来たのかもしれないし、でもいつうつるかどこにもらうかわからないのが、このウイルスなわけですよ。もらったからあそこの町は駄目だみたいな話をされると、そういった差別になるので、そういったことは言われたいほうがよろしいかと思いますし、西伊豆町民もとても気をつけておられると思います。

○議長（山本智之君） 堤豊君。

○1番（堤 豊君） ありがとうございます。それでは通告順の予算の組み換えについて再質問させていただきます。これは財務省の発表、ホームページ、2018年度2月、2019年度3月現在で出ておりましたので、そのへんで予算の組替えについての関連でお聞きしたんですけど、金額で兆という単位なので、ちょっとぴんと皆さんこないかもわからないですけど、私のほうで外務省のホームページ見たら、こんなのがありましたもので、ちょっと関連ということで質問したいんですけど。2018年度、2019年度3月末現在で日本国の資産は675兆円だそうです。負債は1,258兆円だそうです。何を言いたいかというと、日本の国も数字だけを見ると債務超過の国です。なお資産はというと、資産というのはもちろん貯金ももちろんあるんでしょうけど、道路とか橋とかダムとかそういうものに使われているということは、これを売って換金することはできませんから、実際は負債がこんなに大きな、今回の補助金とかそういう中で発生したお金でございますけど、ということで非常に大きな国も大盤振る舞いじゃないですけど、たいへんな今状況にあるということがわかりました。

今般のコロナ対策として、大規模な経済助成とか、赤字国債の発行はびっくりするような形で今発行されています。ちなみに、2020年のこのコロナ関係で私が見た数字ですと、第1次補助事業として、これは日本国ですけど32兆円が第1次、第2次が補助事業として約90兆円を投入をしたというふうに、私は知りました。

そういうふうに日本の国策を考えてみて、それはそれで参考までに言ったんですけど、我が西伊豆町で予算の組み換えが私の質問ですからしたんですけど、先ほど発表しましたように、地方交付税、国庫支出金、県支出ということで町長のほうに質問したんですけど、こういう国の財政が非常に厳しい状況の中で、こういう交付金のお金とかこういうのが、もしこういう苦境にあった時に、今度国そのものがあれした時に、交付金事業というこういうものが大きな減額になるんじゃないかということをちょっと私懸念していますけど、先ほど町長のほうも、どちらかちょっと答えが明確にちょっと聞き漏れたんですけど、そのへんこの交付税、地方交付金、国庫支出金、県支出のこれについて、まだ3月4月5月とスタートした

ばかりですけど、減額されるようなことというのはないんでしょうか。いかがでしょうか。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野淨晋君） 今、国会で議論されている中身を見る限りですと、コロナ対策については予備費を使ったり、1次の補正を使ったり、2次の補正を使うということで、既存の国の予算に手をつけているというふうには聞いておりませんので、であるならば、西伊豆町に来る交付税とか交付金にも手が付いていないということですから、当然従前の予定どおりお金は来るものと思っております。

○議長（山本智之君） 一般質問の途中ですが、暫時休憩します。

休憩 午後 2時00分

再開 午後 2時04分

○議長（山本智之君） 休憩を解いて再開します。

一般質問を続けます。

堤豊君。

○1番（堤 豊君） それでは、一般質問の中の当初予算の最後の項目ですが、当初予算の事業見直しについて再質問させていただきます。今回のコロナショックの収束がなかなか厳しいという中で、国の財政も厳しい、町もだんだんこれがもし続くのであれば厳しいということなんですけども、今こう考えていくと、今学校の、もちろん新築だとか避難タワーの問題とかがあるんですけど、こういう何が起きるかわからない、何の緊急事態が発生するかわからない時は、もちろん予算は決まっているんですけども、私の消極的な考えに、ブレーキを踏んだ考え方になりますけど、一時中止というか、少しお休みをしてその状況をみてその事業を再開するという、そういう考え方というのは町長お持ちですか。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野淨晋君） 大きな事業とすれば、津波避難タワーであつたりとか、この隣の4分団の詰所の新設、学校建設、斎場とありますけども、このコロナの件で止めていいのかという話になった場合、もし止めなければ津波避難を免れたのにという状況が発生した場合には責任が取れないわけですよ。そうすると国・県の方の補助金が今までどおり来るとのことであるならば、やはりそれは町としては住民の命を守るというのは、コロナもそうなんですけども、津波から守るのも町の仕事でございますので、それは確実にやっていく必要があるん

ではないかというふうに思います。

ただ、緊急を要しないもので、丸々単費のような事業については、今後そういったものは考えられるかと思いますが、国・県の補助金が減額でという話は今のところ聞いておりませんので、これは予算についたものは、しっかりと行っていきたいと思います。

○議長（山本智之君） 堤豊君。

○1番（堤 豊君） 今、学校の統合の問題というか新築の問題というのも、当初のあれで、この前も私は55億円が一番でかいほうの金額にやったらどうですかというのに賛成したんですけど、ちょっとこういう状況が来たから、ブレーキを掛けるわけじゃないんですけど、私も自分の沢田区のあれでも知らなかったんですけど、沢田の生徒が1年生から6年生まで8人しかいないんですね。おい、8人、なんだこの8人は、というのが通りましたので、君たち元気かと話をしたら、全部で何人いるんだと聞いて8人、ああそうかと。何を言いたいかと言うと、少子高齢化というのはすごい勢いで進んでいます。もちろん、学校のほうも宇久須から始まってね、我々この仁科地区全部のほうで、一つに集中して、当然学校経営じゃなくて、学校のそういうものを進めていかなくちゃならないということは、認識するんですけど、ブレーキ的なものの考え方なんですけど、我々西伊豆町の場合はこの中学まで卒業して、中・高一貫というのはありますが、松崎高校は当然、もちろんそれ以外は県外に出る人もいるでしょうけど、高校が一番の近くの進学校というか、そうなった時に、単体で西伊豆町が学校やるより、松崎町と広域連合という、焼却場といのはそういう発想があるんですけど、学校についても近くの者同士はやって。

○議長（山本智之君） 堤豊君。質問が逸れております。この通告書に沿って、

○1番（堤 豊君） 予算の事業の見直しについて今やっているんですよ。

○議長（山本智之君） その一環で、文教施設を取り上げたいということですか。

○1番（堤 豊君） はい、そうです。でございますので、松崎町と西伊豆町が一つにお金を出し合っていけば、そういう交通費の問題とかそういうのが出るかもしれませんが、そういう意味で、事業の見直しをということで考えておりますけども、そのへんはあくまでも西伊豆町は西伊豆町でこの宇久須からやって、今の仁科の所というもののについての考え方は変わりませんか。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 当然、学校は行政区ごとにありますので、基本的には西伊豆町は西伊豆町立の学校という整備になろうかと思います。ただ中には、町域また、市、町の境をまた

いで学校に登校されているという組合学校みたいなものもありますので、できないことはありません。しかも松崎町の松崎小学校はおもいきり津波浸水区域内にありますから、あそこに西伊豆町の子どもを通わせるということは、私は選択肢の中ではゼロだと思います。でも、津波浸水深から免れた学校が西伊豆町にあるのであれば、松崎町の子どもがもし来たいと言え、受け入れることは可能かとは思いますが、当然その時には町民ではない方が利用するわけですので、使用料をいただくなり何なりというものは発生するのではなかろうかというふうには思います。

○議長（山本智之君） 堤豊君。

○1番（堤 豊君） 最後の質問を今、させてもらっているんですけど、向こうの方から西伊豆にそういうものを建てたら、松崎の人たちもあそこもだいぶ古い校舎になっています。そういうもので広域連合という考えでいけば、焼却じゃなくて火葬場のほうもそうでしょうけど、そういう考え方で松崎と広域でやる。向こうから手を差し伸べれば考える余地はあるということで、よろしいですか。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野淨晋君） 今のところ、そういったお話は一つもありませんので、今考える段階ではないと思いますが、西伊豆町もまだここ最近も5、6年前からもそうですけども、1年間で生まれる子どもの数というのはだいたい20名前後ということでございますので、もし仮に松崎町と足しても、2クラスできるかできないかという子どもの数になれば、当然校舎がそんなにたくさんある必要もないというふうな考え方もあります。

ただ、やはり町で子どもたちの地域学を学ばせるのであれば、そういった考え方もあるということで、ただ西伊豆町は西伊豆町として粛々とやっていくというものでございます。

○議長（山本智之君） 堤豊君。

○1番（堤 豊君） どうも、ありがとうございます。最後に今回のコロナ騒ぎで非常事態宣言じゃないですけど、非常に難しい状況がしていると思います。何分にもこういう時こそ、やっぱり引き締めて何があるかわからないという時は、危機感をもってやっぱり行政というのはあたるべきと考えます。町長はそのへんはしっかり、そのへんはできる人だと思って信じておりますけど、あまり計画的にものをどうこうでなくて、やっぱり組み換えじゃないですけど、見直しをしながら着実にこういう時こそやっていくことが、非常に町民の皆さんの目もこちらに向かって、みんな助けてくれという目が光っているわけですから、そういうことで行政の期待度というは非常に大きいわけでございますので、くれぐれも今やっぱり私の

個人的な考えですけど、不況というものは間違いなく、私の銀行員生活やってくると、こういうものが揃った時はものすごく厳しいものが、経済環境というものがそこに近づいているような、銀行がもう潰れて統合される時代が近づいています。従って、緊縮財政になるということだけは、間違いなくそこに来ているということはありませんもので、あとは行政、西伊豆町は西伊豆町としての毅然とした態度でやっていくことが必要だと思いますけども、くれぐれもそのへんは厳しい状況が背景にあるということだけは、町長にお願いというか、意見をして私の一般質問を終わります。

どうも、ありがとうございました。

○議長（山本智之君） 1 番、堤豊君の一般質問が終わりました。

◎散会宣告

○議長（山本智之君） 以上で、本日の日程はすべて終了しました。

本日は、これで散会します。

皆さん、ご苦労さまでした。

散会 午後 2 時 13 分